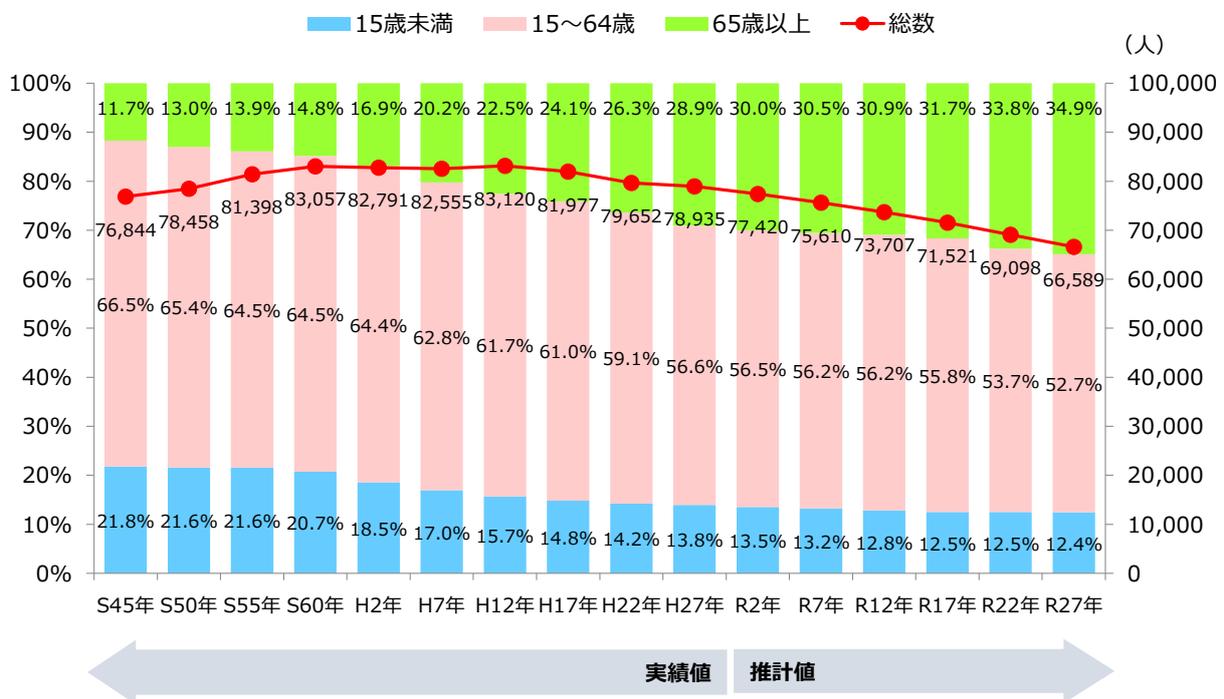


第3章. まちの将来像

第3章. まちの将来像	3-1
第1節. 将来人口.....	3-2
第2節. まちの将来像.....	3-3
1. 目指すべき将来都市構造.....	3-5
2. 将来都市構造のあり方.....	3-8
第3節. 全体構想.....	3-14
1. 土地利用の考え方.....	3-14
2. 交通体系に関する整備方針.....	3-22
3. 都市防災に関する整備方針.....	3-26
4. 景観に関する整備方針.....	3-32
5. 公園と緑地に関する整備方針.....	3-35
6. 上下水道整備方針.....	3-38
第4節. 地域別構想.....	3-41
1. 地域別構想を示す意義.....	3-41
2. 対象とする地域と区分.....	3-41
3. 大江地域.....	3-42
4. 三和地域.....	3-44
5. 夜久野地域.....	3-46
6. 旧福知山市西部地域.....	3-48
7. まちづくりの計画.....	3-50

第1節. 将来人口

- 本市の平成27年(2015年)国勢調査による人口は78,935人であり、平成12年(2000年)以降減少傾向となっています。※第2章 第2節「人口」再掲
- 図3-1は人口及び将来人口の推移を記載したものです。
- 推計値によると、令和7年(2025年)頃、人口総数はほぼ昭和45年(1970年)時点(76,844人)を下回ります。その後も緩やかな減少は続き、令和27年(2045年)の人口総数は、人口ピーク時(平成12年(2000年)83,120人)より20%の減少が予測されています。
- 令和7年(2025年)頃の65歳以上人口が占める割合は約35%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)人口が占める割合は約53%と、高齢化への進行も顕著です。
- 人口規模はまちの活力にかかわるものであり、その減少は地域経済や生活基盤にも影響をもたらすと考えられ、都市計画では将来的に続く人口減少に対応することが求められます。
- そのため、本マスタープランでは、人口減少を迎える中でも、現状の都市機能を保ち、市民生活に必要な機能の維持と充実を図ることを目標とし、都市構造を検討します。



資料: 国勢調査、社人研

※第2章 第2節「人口」再掲

図3-1 人口及び将来人口推移

第2節. まちの将来像

- 本市の地域特性を活かし、まちづくりの基本的課題の解決を図るため、都市計画マスタープランにおけるまちの将来像は以下のとおりとします。

安心して暮らせる、しなやかで強靱な都市
(Resilient Fukuchiyama)



- 将来にわたる持続可能性が確保されたまち
- だれもが健やかにいきいきと暮らせる賑わいのあるまち
- 次代を切り拓き未来を担うひとが活躍できるまち
- 安全・安心を感じながら生活できるまち
- 住み慣れた地域で共に支え合うまち

「まちづくり構想 福知山」の基本政策と 「福知山市都市計画マスタープラン」のまちの将来像

まちづくり構想 福知山

基本政策

政策目標

1 市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となり、ほどよい力加減で助け合うまち	<ul style="list-style-type: none"> ・協働・共創のまちづくり基盤の整備 ・持続性のある移動手手段の確保 ・地域に参画する新たな担い手の拡充
2 市民一人ひとりが、自然、環境や地域資源を守り、生かし、次世代につないでいくまち	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災、災害対策の強化 ・地球環境に配慮した持続可能なまちづくり ・自然と共生する地域空間の形成
3 市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち	<ul style="list-style-type: none"> ・互いに自分らしさを尊重した人権文化の創造 ・すべての子どもが大切にされる地域づくり ・安心して出産、子育てできる環境の充実
4 市民一人ひとりが、いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの成長を育む多様な学びの場の充実 ・それぞれの人に適した、生涯を通じた学びの場づくり ・学びを深められる地域資源の継承・発展
5 市民一人ひとりが、その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブに人生を歩める生きがいづくり ・生涯を通じた身体・健康づくり ・こころの健康づくり
6 市民一人ひとりが、最後まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・自分らしく暮らせる社会環境の充実 ・地域包括ケアシステムの推進 ・介護サービスの基盤整備
7 市民一人ひとりが、生活と仕事の調和の取れた、多様な働き方が生かされるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・働く意欲を支える支援制度の充実 ・仕事と調和の取れたライフスタイルの確立
8 市民一人ひとりが、時代の変化を先取りし、地域産業の発展に貢献できるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済を支える産業の振興 ・DXを生かした商業・サービス業の活性化 ・稼ぐ力のある農林業の確立
9 持続可能な生活を支える基盤の整ったまち	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の最適化 ・産業基盤の整備 ・生活基盤の確立

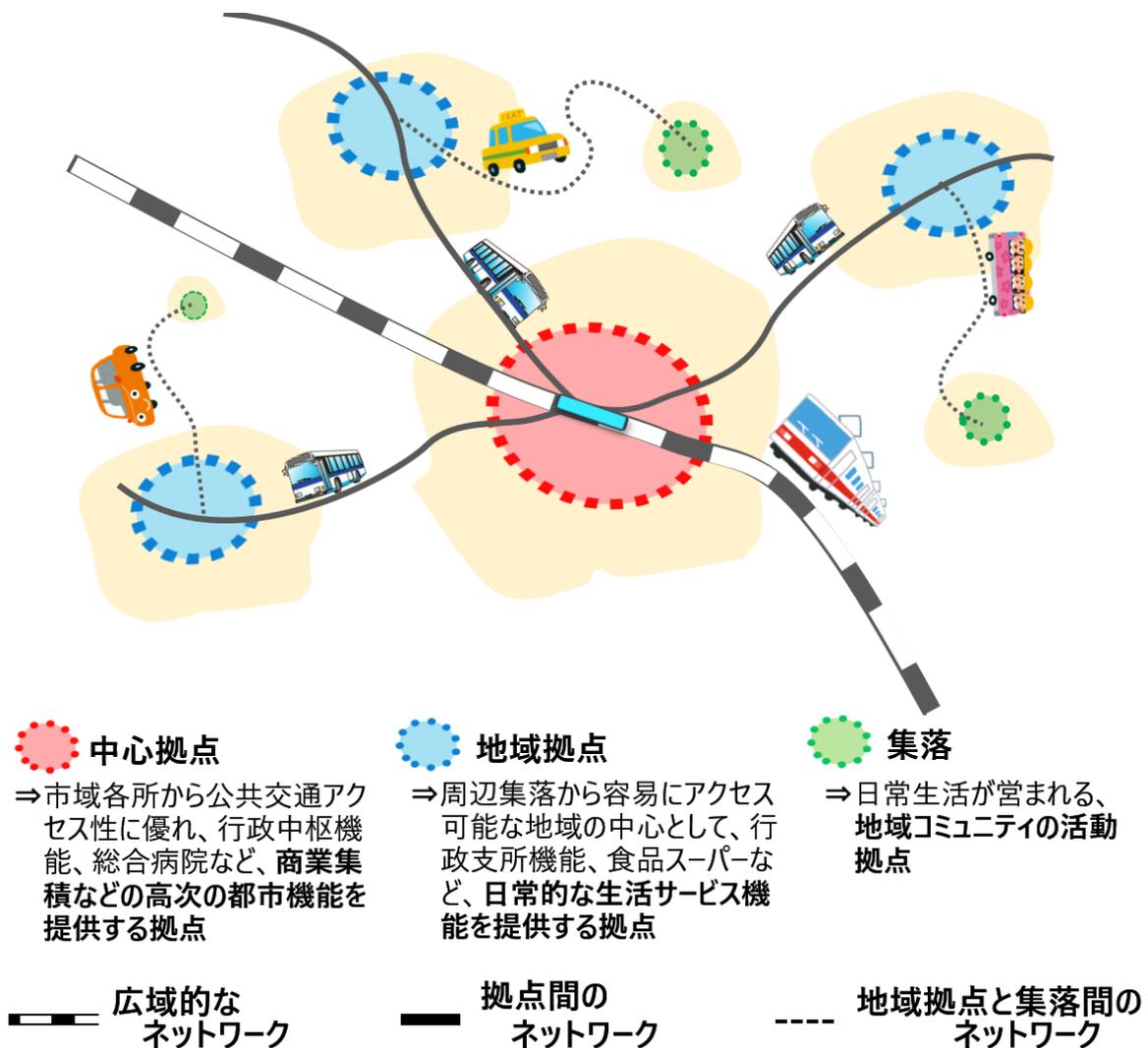
福知山市都市計画マスタープランが掲げるまちの将来像を実現するために目指すまちの姿	特に関係が深い「まちづくり構想 福知山」の基本政策
将来にわたる持続可能性が確保されたまち	9
だれもが健やかにいきいきと暮らせる賑わいのあるまち	3、5、6、8
次代を切り拓き未来を担うひとが活躍できるまち	4、8
安心・安全を感じながら生活できるまち	2
住み慣れた地域で共に支え合うまち	1

1. 目指すべき将来都市構造

1-1. 福知山市版「コンパクト・プラス・ネットワーク」の推進

- 本市の将来人口はさらに減少し、高齢化が進展することが予想されています。そのなかでも、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現し、財政面・経済面において持続可能な都市経営を行うことが重要な課題といえます。
- こうした課題の解決に向けて、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通等も含めて都市全体の構造を見直したまちづくりとして、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進します。

【「コンパクト・プラス・ネットワーク」の概要】



- コンパクト・プラス・ネットワークは、急速な人口減少と高齢化を迎える中でも、中心市街地がこれまでと変わらない都市機能を維持し、日常生活を営むうえで必要となるサービスを提供できる生活拠点が身近な場所に配置された都市構造を目指すものです。
- 図 3-2 に示すように、現状のままの都市構造であれば、各地域が同程度で衰退して低密度化することで、全ての地域で生活に必要な機能が維持できなくなる恐れがあります。しかし、中心拠点及び地域拠点を中心に都市機能の誘導や拡充を図ることにより、一定の密度が担保された都市構造を作り上げることが出来ます。
- また、中心拠点と地域拠点間、地域拠点と集落間を多様な交通ネットワークで結ぶことにより、それぞれの役割を補完し、すべての市民が各拠点の施設に便利かつ快適にアクセスできる移動環境の形成を図ります。
- このような本市独自の取り組みである、「福知山市版コンパクト・プラス・ネットワーク」の取り組みを推進することにより、将来にわたって持続可能性が確保されたまちづくりを目指します。

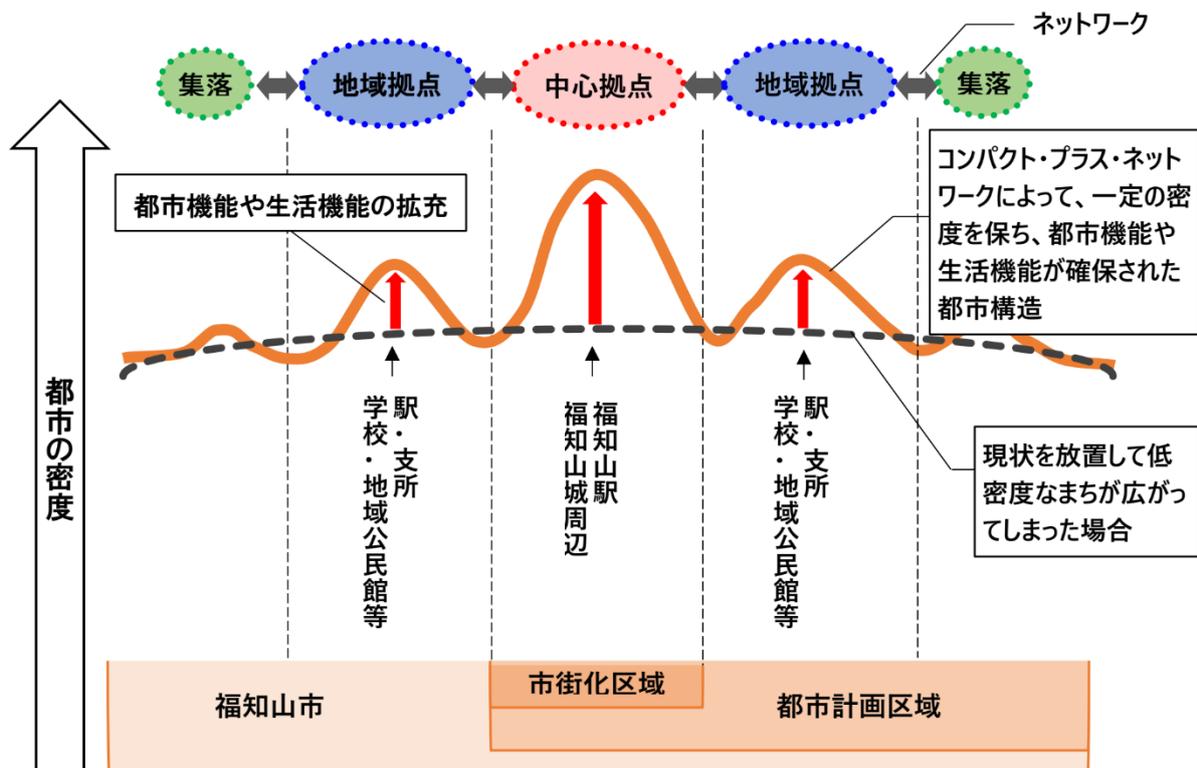
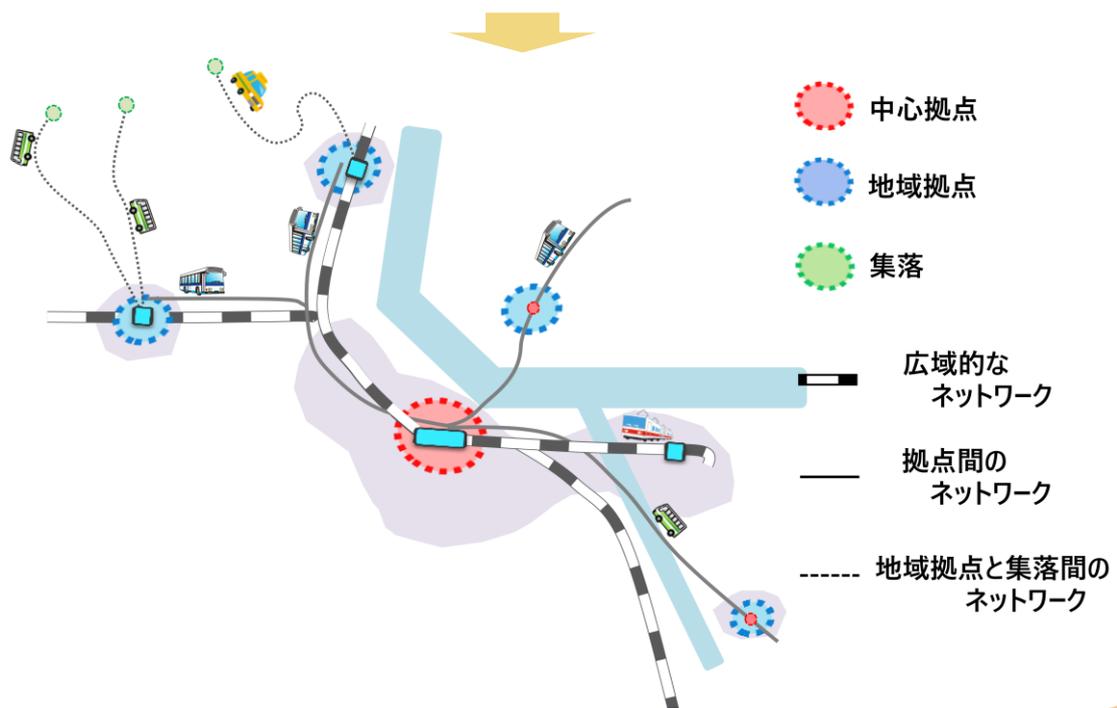
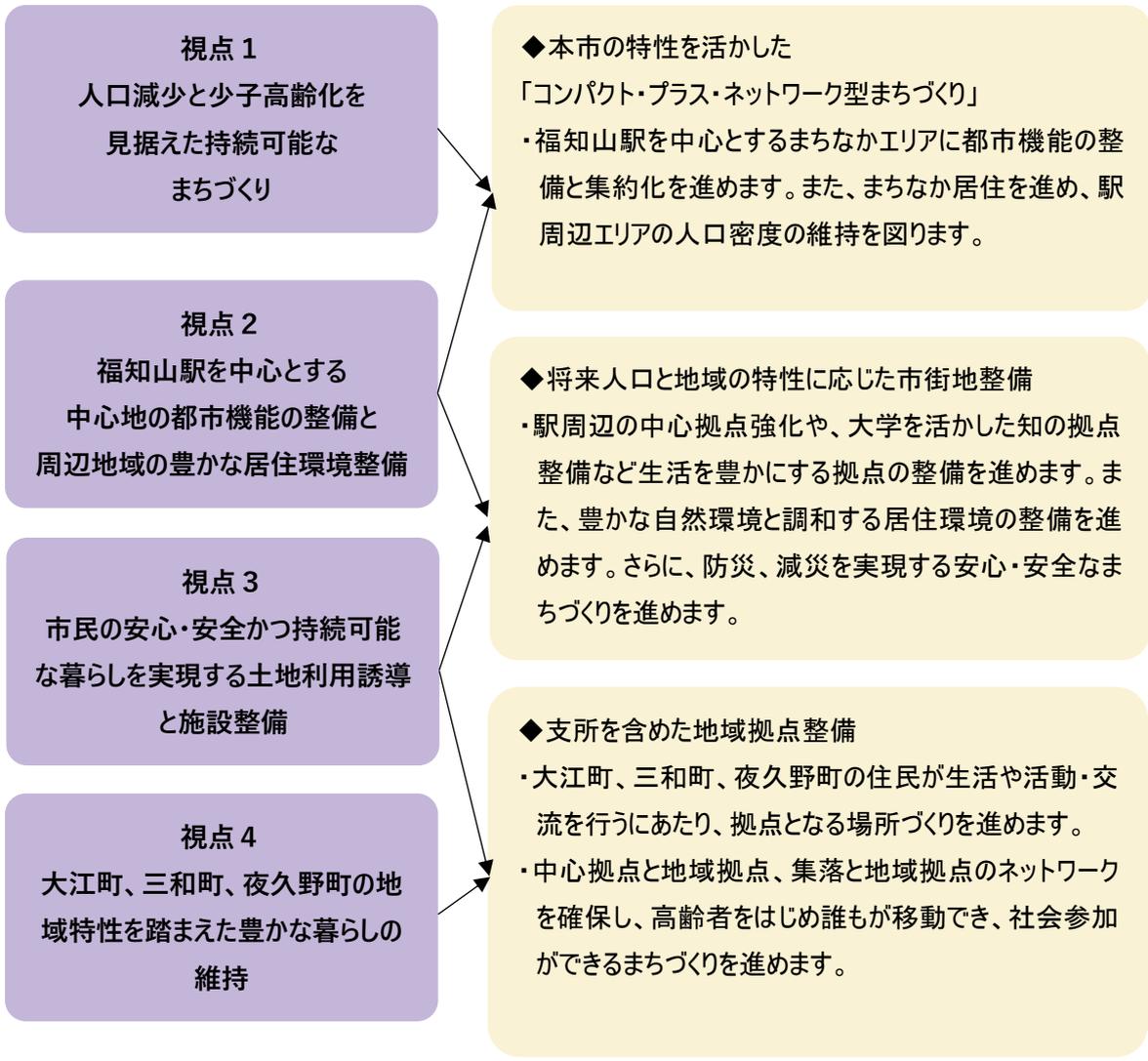


図 3-2 都市密度の模式図

福知山市版 コンパクト・プラス・ネットワーク



2. 将来都市構造のあり方

2-1. 将来都市構造に関する基本的な考え方

(1) 地域の特性に応じたゾーンや拠点、連携するネットワークの整備

- 福知山市内には、特色のある様々な地域が内包されています。そのため、それぞれの特性に応じた取り組みを講じるために、各地域を以下のように面的に捉える「ゾーン」、「拠点」、線的に捉える「ネットワーク」に分類します。

① 特色ある地域(ゾーン)の形成

- ・ 本市中心部であり都市的なまちなみが形成されている「市街地ゾーン」、市街化調整区域や都市計画区域外であり、主に集落や農地が広がる「農業ゾーン」、本市の約8割を占める緑豊かな山林を形成する「森林ゾーン」、丹後天橋立大江山国定公園の指定を受ける「保全ゾーン」に大別します。
- ・ 各ゾーンを通じて、地域の特性を活かした土地利用の維持や制度の拡充を図ります。

② 整備拠点の形成

- ・ コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりで示した「中心拠点」と「地域拠点」を整備します。
- ・ また、既存の都市機能や自然・歴史等の資源等の集積を最大限に活用し、市民や来訪者の様々な活動に対応する生活・生産・文化・観光等の機能の拡充、整備を促進する拠点を配置します。

③ ネットワークの形成

- ・ 特色ある地域(ゾーン)や拠点を、相互に連絡する道路や公共交通の整備等により、「ネットワーク」の形成を図ります。
- ・ 豊かな自然資源をもたらす河川を軸とした水辺空間での自然環境との共生を目指すため、「水辺共生軸」を配置します。

(2) 都市機能の活力維持と向上

① 中心拠点の充実

- ・ 福知山市は北近畿の中核を担う、広域的な商業・業務・行政等の拠点であることから、中心拠点における都市機能の一層の充実を図ります。

② 地域拠点の整備

- ・ 周辺地域においても、生活の維持や地域の特色に応じたまちづくりができるよう、「まち生活型地域拠点」と「地域創生型地域拠点」を位置付け、拠点形成を目指します。

③ 産業拠点の充実

- ・ 長田野工業団地及び長田野工業団地アネックス京都三和の工業集積地を「産業拠点」として位置づけ、その充実を図ります。

④ レクリエーション拠点の整備

- ・ 今後の本市の重要なレクリエーションの拠点となる資源について、「レクリエーション拠点」として整備します。

⑤ 教育のまち福知山としての知の拠点の整備

- ・ 教育のまちとして大学その他の学校と連携し、学生の生活を支える機能の充実を図ります。

(3) 自然環境と共生する持続可能なまちづくり

① 自然環境との共生

- ・ 本市は、市域の約80%が山林に覆われており、豊かな森林資源を保全することを目指します。
- ・ 自然公園である大江山・三岳山周辺の「丹後天橋立大江山国定公園」については、自然環境と活用を推進する重要な場所として位置づけます。
- ・ 水辺空間は自然とのふれあいなどのレクリエーションの場となるため、由良川、土師川周辺を水辺共生軸と位置づけ、水と緑のネットワーク形成を図ります。

② 都市地域における自然環境との共生

- ・ 都市地域では、三段池公園をはじめとする都市公園に加え、里山や水辺環境などの身近な緑地、農地の保全・調和を図るとともに、無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制します。

2-2. 都市構造

(1) 都市構造の構成

- 福知山市の都市構造の構成要素である、「ゾーン」「拠点」「ネットワーク」について、定義、内容、配置について、以下に示します。

表 3-1 都市構造の構成

要素	定義	内容	配置
ゾーン	基本的な土地利用の方向性	市街地ゾーン	市街化区域に配置
		農業ゾーン	主に農用地区域と集落地に配置
		森林ゾーン	主に地域森林計画対象民有林や保安林等の山林に配置
		保全ゾーン	丹後天橋立大江山国定公園に配置
拠点	都市や地域、産業、レクリエーションの中心で、機能が集積する場所	中心拠点	福知山駅を中心とした中心市街地に配置
		まち生活型地域拠点	市役所支所（大江・三和・夜久野）に配置
		地域創生型地域拠点	旧福知山市内の中核となる集落に配置 ※地域創生型地域拠点は現在の拠点の位置を示しています。
		産業拠点	工業団地に配置
		レクリエーション拠点	大規模公園に配置
		知の拠点	福知山公立大学、京都工芸繊維大学周辺に配置
ネットワーク	交通や河川によるつながり	広域連携ネットワーク	主たる国道沿いに配置
		地域連携ネットワーク	市内の拠点を結ぶ国道、府道に配置
		水辺共生軸	由良川、土師川等の主要河川周辺に配置

(2) 各構成要素の詳細

① ゾーン

区 分	内 容
市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 都市基盤整備と居住環境の整備・充実を図り、市街地への誘導を行うとともに、本市の中核となる商業・業務、工業等の拠点の形成・充実を図ります。
農業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 無秩序な市街地の拡散を抑制し、身近で良好な緑地・農地に囲まれたゆとりある生活空間の創出や既存集落等のコミュニティの維持を図ります。 また、農用地と集落環境の維持・保全を図り、農業生産と暮らしの場の両立を図ります。 加えて、日常生活の利便性や交通弱者等に対する公共交通ネットワークの充実を図ります。 市街地に近接する地域等では、市街地住民との交流空間として、郊外型レクリエーションや農業体験等の場を提供します。
森林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな森林資源の保全と活用を図るとともに、豊かな森林の中での観光やレクリエーションの振興を図ります。
保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 「丹後天橋立大江山国定公園」の自然環境の保全を図ります。

② 拠点

区 分	内 容
中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> 北近畿の中核として、医療施設、社会福祉施設、教育・文化施設、商業施設等の高度な都市機能が集積する拠点とします。 交通結節点としての機能整備を図ります。 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりを推進します。
まち生活型 地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 大江、三和、夜久野の支所のある地域において、市の機関、金融サービス、飲食・店舗、教育・文化施設など、一定の都市生活が満たされる機能が集積する拠点となることを目指します。
地域創生型 地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 旧福知山市内の中核となる集落において、地域の特色となりうる施設(直売所)や地域の交流施設、身近な生活サービス(近隣商店、診療所、集会所等)などの機能が集積する拠点を目指します。 中心市街地に近い拠点については、生活サービスが中心市街地で充実しているため、地域の特色となる施設の構築に重点を置きます。 見守りや移動支援など地域密着の事業を担う施設や遠隔医療等のスマート化で必要となる施設について、立地を可能とします。 <p>※地域創生型地域拠点は現在の拠点の位置を示しています。</p>
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> 大規模工業団地等の工業が集積する拠点とします。
レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> 大規模公園をレクリエーションの拠点とします。
知の拠点	<ul style="list-style-type: none"> “教育のまち福知山”づくりを推進する拠点とします。

③ ネットワーク

区 分	内 容
広域連携 ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 本市内の地域だけでなく、北近畿の中核である本市と他都市を連絡し、市民の多様な生活行動や、活発な産業活動、観光交流などを支える鉄道(駅)及び主要な幹線道路によるネットワークの形成を図ります。
地域連携 ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 市民の日常生活を支えるバスなどの主要な公共交通により市域内の各所を連絡するネットワークの形成を図ります。
水辺共生軸	<ul style="list-style-type: none"> 河川を活用した自然とのふれあいをはぐくみ、自然環境との共生を目指すネットワークとして、由良川、土師川等の主要河川周辺の整備を目指します。

2-3. 将来都市構造の配置図



第3節. 全体構想

1. 土地利用の考え方

1-1. 土地利用の基本的な考え方

- 多様な人々が生活し活動する都市において、健康で文化的な生活と機能的な都市活動を実現するためには、一定の秩序ある土地利用規制が必要です。また過去、度々氾濫を繰り返してきた由良川に対する浸水被害の軽減に向けた備えを行いつつも、歴史・文化や自然に抱かれた「福知山市版コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを実現するため、都市機能と居住を緩やかに誘導するまちづくりを推進します。
- 都市計画法等に基づく土地利用の規制・誘導手法の的確な運用によって、災害リスクや地域特性を踏まえた土地利用の実現を目指します。
- 本市の魅力である利便性の高い生活環境の維持・充実に努めるとともに、SDGs(持続可能な開発目標)に基づく「持続可能なまちづくり」を実現するために、環境負荷の軽減に向けた取り組みに加え、中心拠点や地域拠点などの機能充実に努めます。
- 居住や福祉・医療・商業などの都市機能の立地の誘導、公共交通の充実などに関する包括的な計画となる「立地適正化計画」(第5章)に基づく居住誘導区域、都市機能誘導区域および誘導施設などを設定し、各区域内での施策の実施などを推進します。

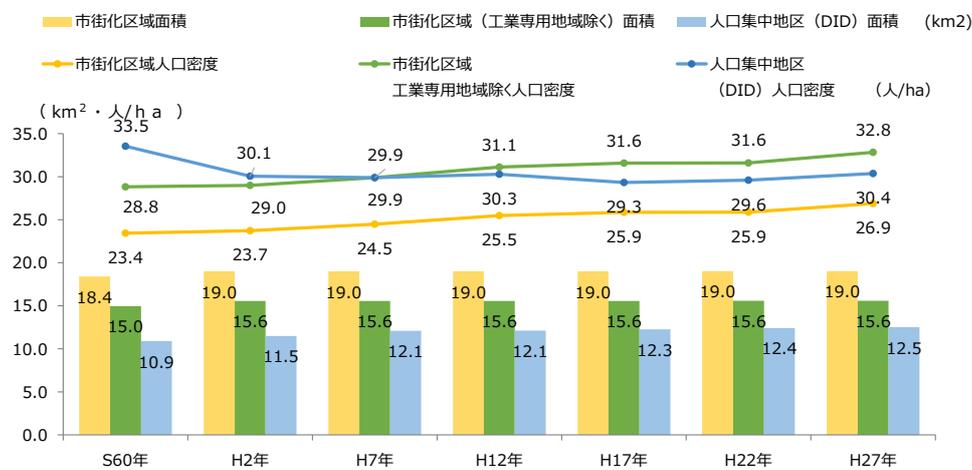
1-2. 都市計画区域の考え方

- 本市は、平成18年(2006年)に大江町・三和町・夜久野町と合併しています。当時、福知山市は福知山都市計画区域(線引き)と都市計画区域外、大江町は大江都市計画区域(非線引き)と都市計画区域外、三和町と夜久野町は都市計画区域外に属していました。今日までその都市計画区域が運用され、現在、市域に線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域が混在しています。
- 今後、大江都市計画区域については、まちづくりの方向性のなかで、都市計画区域のあり方(統合・存続・廃止)についてメリット・デメリット等を含め、関係機関と検討を行います。また京都府指定の準都市計画区域の導入も視野にいれつつ、その基本的な考え方を整理します。

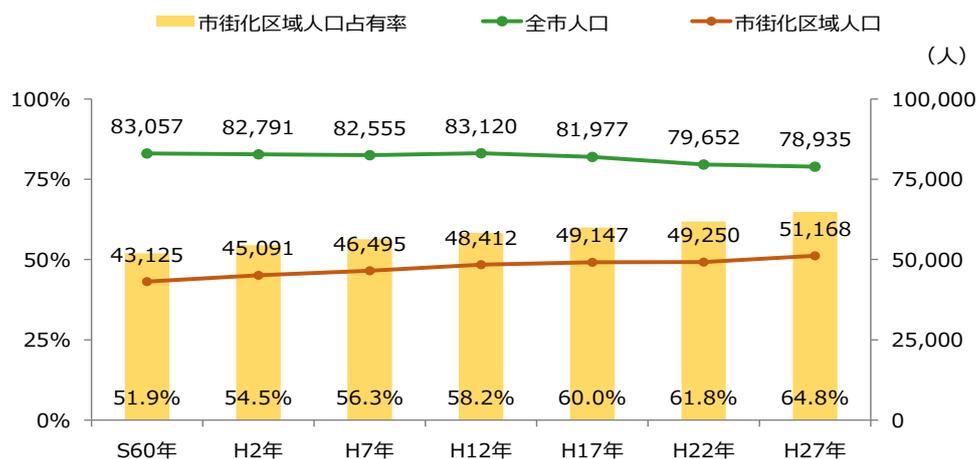
1-3. 区域区分（線引き）制度の考え方

- 福知山都市計画区域では、都市の健全で秩序ある発展と無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街地として積極的に整備する「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分する「区域区分（線引き）制度」を昭和56年（1981年）に定めています。
- この制度の結果、市街化区域人口密度（工業専用地域除く）が約32.8人/haと低密度ながら、市内全域に占める同区域人口の割合が約64.8%となっています。
- DID地区は市街化区域内に留まり、まとまりのある市街地が形成され、市街地の拡大は抑制されていることから、区域区分（線引き）制度により一定その効果が発揮されています。

【市街化区域人口密度・面積推移】



【市街化区域人口・人口占有率推移】



※第2章 第12節「市街地の現況」再掲

- 今後も引き続き、人口集約を図りつつ、無秩序に拡大する市街化を抑制する観点から、各種計画を定めるとともに開発許可権者である京都府と協議し、当面、区域区分（線引き）制度を維持します。

1-4. 用途地域の指定見直しの基本的な考え方

- 本市は、昭和43年(1968年)9月に用途地域が指定され、平成8年(1996年)に、都市計画法及び建築基準法の改正に伴う見直しを行いました。法に基づく用途地域は13種類ありますが、本市は、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域を除く10種類を採用しています。
- 今後、土地利用の動向、公共施設の整備状況等を踏まえ、本市における都市計画上の課題に対応し、その健全な発展に資するよう随時かつ的確な見直しを図ります。
- 次に掲げる場合に当たっては、用途地域の見直しの検討を行います。

【本市の用途地域の指定見直しの基本的な考え方】

- ① 都市計画区域マスタープランあるいは市町村マスタープラン（都市計画マスタープラン）などの変更に応じて計画的な土地利用の誘導を図る場合
- ② 従来想定されていた市街地像において主たる用途とされている建築物以外の建築物が、相当程度かつ広範囲に立地する動向にあり、新たな市街地像に対応した用途地域に変更することが相当であり、かつ、都市全体の都市機能の配置及び密度構成に支障がないと認められる場合
- ③ 道路等の基盤整備や土地区画整理事業等の面的整備事業等により、目指すべき市街地像に変更が生じ、新たな市街地像に対応した用途地域に変更することが相当な場合
- ④ 高齢化社会の進展等に対応して、徒歩圏等の一定の地域内において、病院、老人福祉センター等の都市生活を支える様々なサービス機能を担う施設の整備又は機能更新を誘導するため、当該サービス機能を提供すべき地区について、建築できる用途の範囲や建築物の密度等の見直しを図ることが適切な場合

1-5. 地区計画制度の基本的な考え方

- 開発行為、建築行為を規制するための制度として、開発許可制度、建築確認制度がありますが、これらの制度を補完し、これらの制度と相まって、市街地の整備及び保全を図るための制度として「地区計画」が設けられました。
- 地区計画制度は、主としてある一定の地区において、良好な居住環境など、地区の特性にふさわしい環境を維持・整備することを目的として、地区の実情を踏まえた土地利用や道路・公園などの地区施設、建築物の整備に関する基準を定めるものです。
- 導入時は、市街化区域においてのみ定めることが出来ましたが、平成4年(1992年)の法改正により市街化調整区域にも定めることが可能となりました。その後、平成12年(2000年)に用途地域が定められている地域については、線引き・非線引き都市計画区域であるか問わず、「地区計画」を定めることが可能となっています。また、用途地域が定められていない地域において、不良な街区の環境が形成されている場合等、地区計画の策定が特に必要な場合は、定めることができるとされています。
- 本市では5地区の地区計画が定め(令和3年(2021年)4月末時点)、地域の意見が反映されたまちづくりが進められています。今後も良好な市街地の整備及び保全を図っていくため、また、新たな開発行為や建築行為に対し、さらに歴史的風致の維持や集落整備を図るためなど、地区計画の適切な活用を行います。

【本市の地区計画の基本的な考え方】

- ① 上位計画との整合が図られていること
地区計画は、本マスタープランの考え方と整合を図った上で活用します。
- ② 市街化を抑制すべき市街化調整区域の性格を逸脱しない範囲で地区計画を活用すること
市街化調整区域における地区計画は、市街化を抑制すべき区域としての市街化調整区域の性格を基本としつつ、一定の区域に開発・建築活動を計画的かつ適切に誘導し、良好な居住環境等の維持・改善を図ることを目的とし、地区計画を定めようとする区域周辺において市街化を促進することがなく、かつ市街化区域の計画的な市街化に支障が及ばないように配慮して活用します。
- ③ 一建築物の建築あるいは一敷地の開発を可能とするための便宜的な手法として活用しないこと
地区計画は、一体として区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区の整備等を行うための計画であることから、その区域については、例えば一ないし二の建築敷地のみを対象として設定することは適切でなく、街区形成に足る一定の広がりを持った土地の区域とします。
- ④ 地域住民等の合意形成により定められること
地区計画制度の適用を検討する段階から、地域住民や土地所有者等の合意形成を図り、地区計画の区域や内容等について、地域が目指すまちづくりの将来像に沿ったものとし、地域のまちづくりの一環として地区計画制度の活用を図ります。

1-6. 市街化調整区域の基本的な考え方

(1) 市街化調整区域における開発許可

- 市街化調整区域は、原則として開発を禁止し、無秩序な農地の転用や宅地の拡散を防止する地域です。しかし、一定の要件を備えたもの以外の開発・建築行為が抑制されるため、地域の活力、コミュニティの維持が難しいといった負の側面があります。
- このようなことから、市街化調整区域を、「市街化を抑制し保全する区域」と「特定の施設の立地を許容する区域」に区分し、特定の施設の立地を許容する区域においては、開発許可権者の京都府と協議した上で、立地が可能となる手法を検討します。
- 具体的には、市街化調整区域において、開発行為が行われても周囲に影響がない区域で行われる開発行為であるか、予定建築物の用途・目的・規模等が既存コミュニティの維持や社会経済情勢への対応といった観点、開発予定区域周辺の公共施設の整備状況等について、総合的に勘案した上で、行われることが望ましい開発行為については、必要に応じて規制緩和を図るなど、開発行為の実施が可能となる手法を京都府と協議します。
- また、最近の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和4年(2022年)4月1日施行の都市計画法改正により、災害レッドゾーンにおいては、自己以外の居住用住宅及び自己以外の業務用施設に加え、自己の業務用施設についても原則として開発許可されないこととなりました。加えて、市街化調整区域の浸水ハザードエリア等において開発許可が厳格化されることとなったため、市街化調整区域で開発許可が可能となる区域等について、京都府と協議した上で見直しを検討します。

(2) 市街化調整区域内における地域地区

- 原則として、市街化調整区域においては用途地域を定めません。ただし、今後の土地利用動向を見据え、以下の地域地区の導入を検討します。

- ◇風致地区：都市の風致を維持する地区
- ◇歴史的風土特別保存地区、第1種及び第2種歴史的風土保存地区
- ◇伝統的建造物群保存地区

(3) 市街化調整区域における地区計画

- 市街化調整区域は、都市計画法において「市街化を抑制すべき区域」とされています。その考え方にに基づき、本市の市街化調整区域においても、都市計画法をはじめ農地法や森林法に基づき、土地利用の制限が課されています。
- しかし、市街化調整区域においても、地域住民が住み続けられる生活環境の確保、田園風景と調和した地域住民と来訪者が交流できる環境づくり、土地利用転換の適切な誘導が必要です。
- 一定のまとまった区域において、本市地域の特性に応じて面的なまちづくりを進める手法として、地区計画制度があり、本市では市街化調整区域の3地区で地区計画を定めています（令和3年（2001年）4月末時点）。この地区計画を定めると、開発行為の許可要件の一つとなることから面的なまちづくりが可能となります。またそのルールに沿った建築を目的とした開発が可能となります。
- 一方で、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域です。本市の市街化調整区域には、農業振興地域をはじめ土地利用規制のある地域が広がっており、地区計画を定められる地域も限定されます。そこで、地区計画の区域指定は、以下の考え方を基本とします。

① 市街化調整区域の地区計画の適用区域

市街化調整区域における既存集落を対象とするものであるため、以下の区域を対象とします。

市街化調整区域において既存集落とその周辺や沿道地域で既に住宅が点在しているような地区において、良好な環境の確保を図るため、住宅や居住者のための利便施設等の建設を認めていく区域

② 福知山市の市街化調整区域における地区計画

【現在指定箇所】

戸田地区計画 ・ 中六人部地区計画 ・ 佐賀地区計画

(4) 開発許可制度の弾力的な運用

- 開発許可制度は、本市で定められているいわゆる線引き制度の実効性を確保するとともに、主として建築物の建築を目的として行う土地の区画形質の変更のチェックを行うことにより、市街地の環境の保全、災害の防止、生活利便の増進を図る制度です。また市街化調整区域内で建築等（新築、改築、用途変更）を行う場合は、都市計画法第43条による建築等許可が必要となります。
- 一方で近年、本市の市街化調整区域においては、人口減少と高齢化の進展により、空き家が増加しており、地域コミュニティの維持が困難となるなど地域活力の低下などの課題が生じています。
- こうした中、空き家となった古民家や住宅などを宿泊施設や交流施設としての地域資源ととらえ、観光振興や地域の活性化のために活用したいという声があることを踏まえ、既存建築物を活用した地域再生の取り組みに対して、京都府と協議し、取り組みを実現できるよう検討します。
- 市街化調整区域における既存建築物の用途を変更し、例えば以下の用途に供する場合には、地域の実情に応じ、国の定める開発許可制度運用指針に基づく弾力的な運用について、京都府と協議します。

【対象とする用途類型】

(1) 観光振興のために必要な宿泊、飲食等の提供の用に供する施設

現に存在する古民家等の建築物自体や、その周辺の自然環境・農林漁業の営みを、地域資源として観光振興に活用するため、当該既存建築物を宿泊施設や飲食店等に用途変更する場合

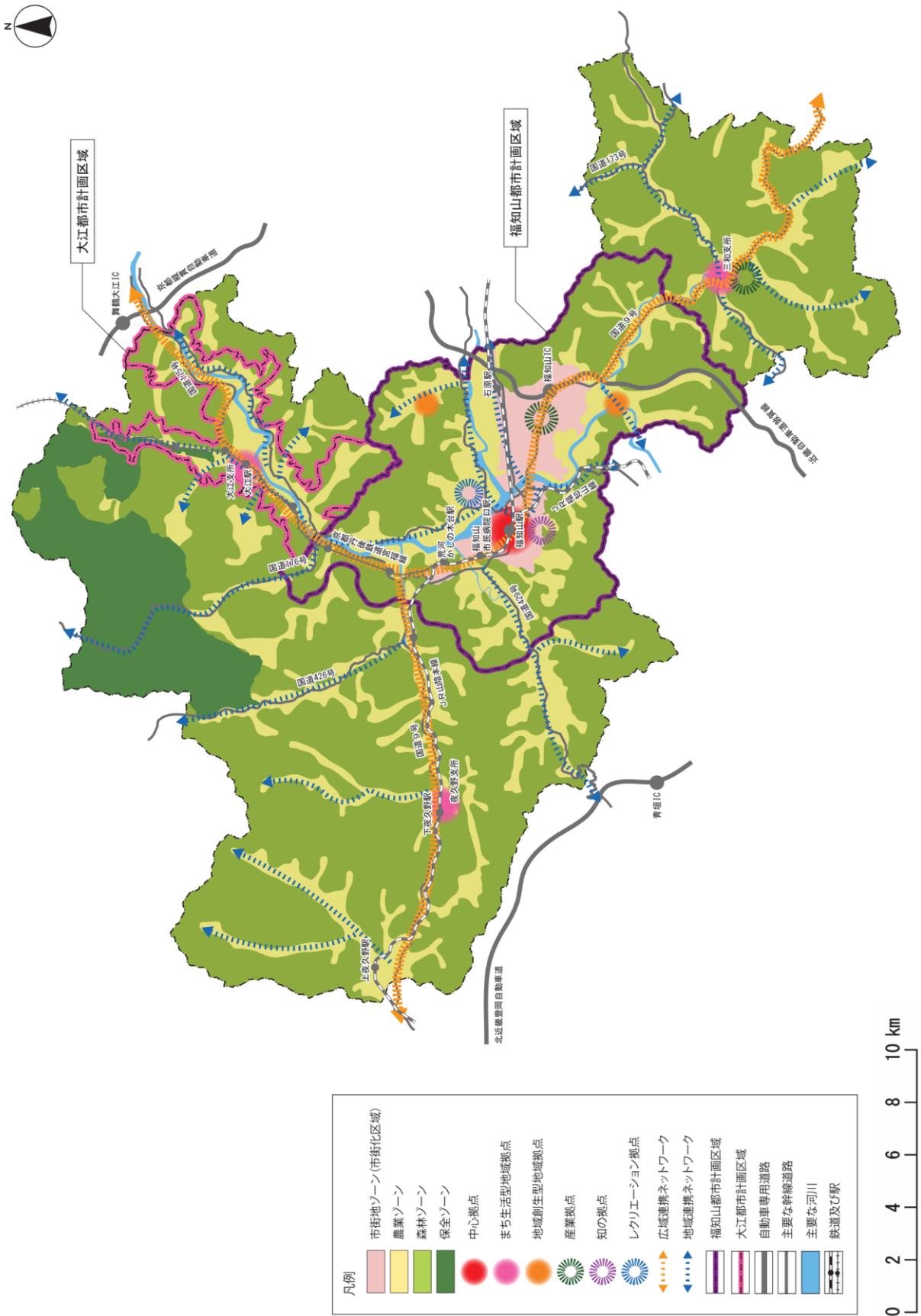
(2) 既存集落の維持のために必要な賃貸住宅等

既存集落においてコミュニティや住民の生活水準の維持を図るため、当該集落の既存建築物を、移住・定住促進を図るための賃貸住宅、高齢者等の福祉増進を図るためのグループホーム等に用途変更する場合

1-7. 都市計画区域外の方針

- 都市計画区域外で用途の混在や農地の開発圧力による散発的な都市的土地利用が発生するおそれのある区域（三和町・夜久野町）については、前述の都市計画区域の考え方（大江都市計画区域）と同様に、土地利用の整序や環境の保全のため、都市計画の措置として準都市計画区域の指定等を検討します。

1-8. 土地利用構想図



2. 交通体系に関する整備方針

2-1. 交通体系整備の基本的な考え方

- 人口減少等の社会構造やライフスタイルの変化、経済状況等の将来の見通しを踏まえ、目指すべき都市の将来像を実現するため、既存ストックを活かした効率的・効果的な施設の整備を推進するとともに、都市基盤として必要な道路網の整備を進めます。
- 道路整備に当たっては、道路空間が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割について十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人等にとっても安心して快適に歩けるまちづくりを目指します。
- 自動車等の移動手段を持たない高齢者や障害のある人、学生等にとって公共交通機関はなくてはならない生活移動手段であり、将来にわたり守り続けていく必要があります。よって、本市の実情や住民ニーズに応じて、効率的・効果的な交通体系の整備、定期的な見直しを進め、交通空白地への支援を進めます。

2-2. 公共交通機関等の整備方針

- バス路線の再編の検討や交通空白地における交通移動手段の確保など交通体系の整備・再編を進めることにより、交通利便性の確保をおこなうとともに、まちづくり施策と一体となった取り組みを進めます。

○魅力ある都市基盤形成のための拠点エリアの交通利便性の確保
中心市街地の都市機能とまちなかの利便性を確保するための、循環型交通の改善と確保に向けた取り組みを進めます。
○拠点エリアと周辺地域を結ぶ地域連携軸、近隣市町を結ぶ広域連携に向けた幹線交通の維持と確保
中心市街地と周辺地域、また本市と周辺市町を結ぶ鉄道や幹線バス路線等の幹線交通の維持、確保と観光なども含めた交流人口の拡大を促進する公共交通網の形成を進めます。
○多様な交通体系の組み合わせによる交通ネットワークの構築
鉄道やバス路線から離れた交通空白地域においては、居住する高齢者等の持続可能な移動手段の確保に向けた取り組みを進めます。具体的には、路線バスの運行に限定せず、乗合タクシーや自家用有償旅客運送など様々な交通体系の導入と組み合わせを検討し、効率的な交通ネットワークの形成を図ります。
○新たなモビリティサービスの導入に向けた検討
超高齢化社会の進展への対応、子育て世代等の利便性向上のため、AI や IoT などの先端技術を活用し、自動運転等の技術革新も視野に入れた新たなモビリティサービスの導入に向けた検討を続けます。

2-3. 自動車専用道路と幹線道路の整備方針

- 市内を縦断する近畿自動車道敦賀線と、市域に隣接してインターチェンジがある京都縦貫自動車道、北近畿豊岡自動車道を、自動車専用道路として位置付けます。
- 国道9号・173号・175号・176号・426号・429号、府道福知山綾部線・舞鶴福知山線・舞鶴綾部福知山線・市島和知線を、幹線道路として位置付けます。
- 近畿自動車道敦賀線では、令和3年(2021年)3月に福知山IC～綾部IC間の4車線化が完成しました。これにより、吉川JCT～舞鶴西IC間の4車線化が実現し、災害時における迅速な交通確保やさらなる安全性の向上、道路機能強化による信頼性の向上が期待できることから、さらなる利用促進を進めます。
- 今後、これらの道路を活用し、丹波・丹後・若狭と京阪神都市圏とのさらなる連携を強化し、広域交通の要衝としての機能を高めます。
- 国道9号は、北近畿でも有数の交通量を誇る幹線道路です。交通混雑緩和、快適で安全な歩行空間の確保等を目的として4車線化事業が進められてきました。今後は、残る北羽合～新庄の区間の早期完了を目指し、関係機関と連携しながら整備を促進します。
- 国道429号では榎峠バイパスが事業化され、交流促進や災害時に強いネットワークの形成が期待されます。今後は、関係機関と連携しながら整備を促進します。

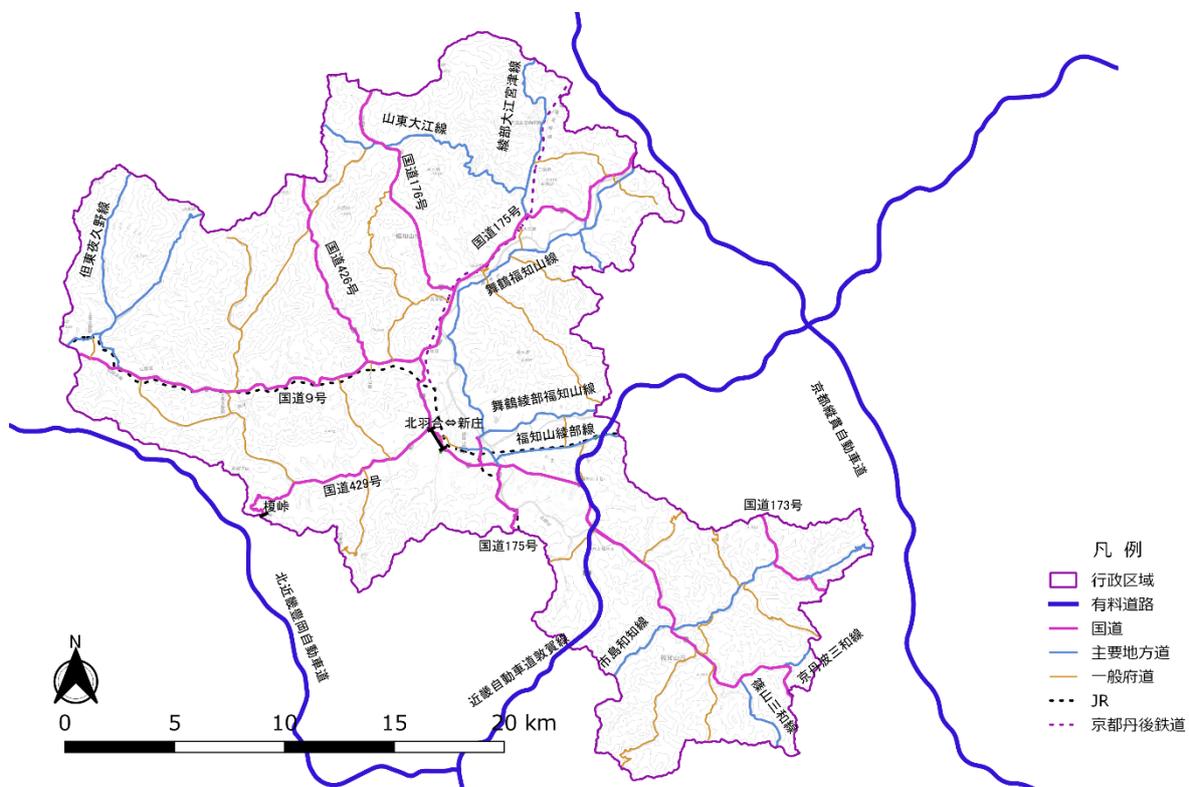


図 3-3 主要道路図

2-4. 都市計画道路及び道路空間の整備方針

- これまで、将来交通量やまちづくりの視点等を考慮し、都市計画道路の見直しを行ってきました。この見直し方針により存続させ、継続整備となった路線については効果的、効率的な整備を進めます。
- (都)篠尾線(篠尾地内)の整備を進め、本地区の通学路及び自動車交通の安全確保、道路網の構築を図ります。国道9号4車線化工事にあわせて事業化を行うことで、より効果を発揮させる道路空間整備を進めます。
- (都)福知山綾部線(土、興及び観音寺地内)及び(都)土前田線(土地内)の整備を進め、本地区の通学路及び自動車交通の安全確保、道路網の構築を図ります。
- 幹線道路の役割を果たす都市計画道路の一部が未整備であることから、各地域の実情や特性に応じて検討を進めます。((都)広小路堀線、(都)多保市正明寺線、(都)広小路正明寺線)
※(都):都市計画道路を表す。
- 未整備路線については、民間事業を含む市街地開発と連携した整備についても、必要に応じて検討します。
- 歩いて暮らせるまちづくり(ウォークアブルなまち)の実現のため、立地適正化計画(第5章)に記載する都市機能誘導区域内における道路空間を「行きたくなる、居たくなる、歩きたくなる道路」として、歩行者の利便増進を図る沿道環境の整備(ベンチ等)を積極的に検討します。
- 既存ストックの有効活用を前提に、高齢者や来訪者にも利用しやすいようにユニバーサルデザインの考え方にに基づき、かつ、景観に配慮した安全で安心できる快適な道路空間の充実のための取り組みを推進します。
- 通学路等の道路については、歩道の整備や交差点改良による見通しの確保、交通安全施設の整備等により、歩行者の安全性の確保を図ります。
- 道路の長寿命化事業を活用し、安全・安心な道路維持管理を行います。

国道9号2車線区間



(都)多保市正明寺線



都市計画道路及び道路空間の整備箇所



他都市におけるウォークアブルなまち



資料：国土交通省

3. 都市防災に関する整備方針

3-1. 都市防災の基本的な考え方

- 本市は由良川中下流部に位置しますが、由良川の中下流部は川幅が狭く、勾配が緩やかであることから、水災害が起きやすい地形となっており、本市のまちづくりにおいて由良川の治水は特に重要です。
- これまで進められてきた由良川改修等の治水対策、内水対策に加え、避難所整備やソフト対策、流域治水対策に積極的に取り組みます。さらに都市災害を防止するための道路、公園、下水道等の都市基盤の改善等の総合的な防災対策を推進することにより、だれもが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。
- 高齢化社会の進展等、社会的な環境変化に伴う新たな防災上の課題を踏まえ、すべての世帯が安心して暮らすことができる生活環境の確保等、安心・安全なまちづくりを進めます。

3-2. 都市防災の方針

(1) 水害

- 本市のこれまでの水害として、由良川、土師川等で整備されている堤防の決壊や溢流による外水氾濫と、由良川への内水が十分に排除できない場合に生じる内水氾濫があります。
- 平成26年(2014年)8月の集中豪雨では、内水氾濫により市街地が広い範囲で浸水するなど大規模な被害を受けました。本水害を契機に、国・府・市が一体となった「由良川流域(福知山市域)における総合的な治水対策協議会」が設立され、床上浸水被害の防止に向けた総合的な治水対策が進められました。
- ハード対策として、国により法川・弘法川・荒河排水機場、京都府により弘法川、法川の改修、新荒河排水機場・荒河調節池、本市により桃池・草池等調整池の整備などが進められました。これらのハード対策により、平成26年(2014年)8月の集中豪雨規模の降雨による床上浸水被害が概ね解消されました。
- 由良川、土師川(国管理区間)は「由良川水系河川整備計画(国土交通省)」に基づき、またそれ以外の京都府管理の河川は「由良川下流圏域河川整備計画(京都府)」に基づき、治水対策が実施されます。

法川排水機場



(2) 避難所・避難方法

- 一部の広域避難所の老朽化が進行しており、長期的には使用が困難になるおそれがあることから、今後は老朽化対策や新たな避難所の指定を進めます。
- 河川氾濫時の浸水の拡がる速さは箇所により様々です。拡がり早い地区は早期の避難完了が必要ですが、河川氾濫時の屋外での避難行動は危険が伴います。そこで水平避難とともに、家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない建物の2階以上への垂直避難などの防災啓発の強化、浸水想定深以上の高さを有する拠点施設の整備を進めます。

(3) 防災まちづくり

- 戸田地区は、国により大規模な河川改修(堤防整備)が実施され、円滑かつ効果的な河川管理施設保全活動及び緊急復旧活動の拠点として、国により由良川防災ステーションが整備されました。また、洪水等の発生時には水防活動が行われることとなっており、本ステーションの整備に併せて、福知山市が水防活動を円滑に行う拠点として、福知山市水防センターを設置しました。今後は、水防活動能力を強化するため、水防センターを活用した防災学習の場として利用するとともに、緊急時においては近隣地域の緊急避難先及び地元消防団の一時待機場所としても活用します。
- 荒河地区は、浸水に備えた大規模な調節池が造成されました。今後は、その調節池の平常時の利用や、調節池と合わせて造成された広場を防災広場として活用するなど水害だけでなく、総合的な由良川防災まちづくりを進めます。
- 大江町河守・公庄地区は、施設配置の最適化計画に基づき、国・府・市の役割分担により整備と改修を進めます。

(4) 土砂災害

- 土砂災害のリスクが懸念される地域は、土砂災害警戒区域等の指定、開発の抑制等について京都府と協議し、適切な土地利用を検討します。
- 本市には169箇所の大規模盛土造成地が存在します。今後、京都府と連携しながら、大規模盛土造成地の調査を進め、危険と判断された箇所については対策を検討します。

(5) 治山

- 森林が持つ多面的機能を発揮させるため、間伐促進や森林整備事業等による風倒木処理及び京都府治山事業による治山施設の整備を図ります。

(6) 地域防災力の向上

- 過去の災害時において、救助事案が同時多発的に発生し、行政だけの対応では困難であったことから、自主防災組織の育成と促進、防災啓発の強化、自治会による防災訓練の実施、地域版防災マップ(マイタイムライン)の作成などにより、地域防災力の向上につなげ、市民とともに災害に強いまちづくりを進めます。

3-3. 市街地の防災方針

- 城下町の面影を残す中心市街地には老朽家屋が密集し、防災上の課題がある地区が見られるため、歴史的景観の保全・創出に配慮しながら、住宅の耐震化を促進するとともに、避難路や防災広場等の優先的な確保を図り、安全・安心な市街地環境への改善を進めます。

福知山城天守閣から望む市街地



- 木造老朽住宅が密集している福知山駅周辺をはじめとする旧市街地の地域については、地区計画や市街地開発事業である防災街区整備事業等の活用により、密集市街地の防災機能の確保と土地の合理的、かつ、健全な利用を図ります。柔軟な権利変換手法を用いて、老朽化した建築物を除去し、防災機能を備え、景観に配慮した建物、道路、公園等の公共施設の整備を進めます。

市街地の様子



- 本市の住宅総数は約 62,000 棟あり、多くの住宅建築物は木造です。地震による被害を最小限に食い止めるため建築物の耐震化を進めます。また、耐震性の低い市営住宅の建替え等により、市営住宅の耐震化率を計画的に向上させます。
- 市街地における放置自転車対策や倒木の恐れのある街路樹及び公園樹木の対策、ブロック塀の安全点検を行うなど、沿道建物の耐震化に加えて、京都府無電柱化協議会で協議しながら計画的に無電柱化を進めるなど、避難路の通行を妨げない取り組みを進めます。

3-4. 空き家・空き地の管理・活用方針

- 空き家は老朽化や自然災害による倒壊等のリスクがあるため、空家等対策計画に基づき、空き家所有者への適正管理を促しつつ、空き家の利活用を検討するなど安全・安心な居住環境づくりに努めます。
- 空き地は防災空地や密集市街地の延焼防止等への活用を検討します。
- また、防災上の活用を検討するほか、空き家、空き店舗等ストックバンク制度を通じて本市の中心市街地の空き家、空き店舗等の有効活用に取り組み、商業振興及び移住・定住の促進による中心市街地の活性化を図ります。

3-5. 防災拠点等の整備方針

- 地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備します。
- 防災拠点施設である消防庁舎、消防団車庫詰所の建替え・整備等を行うとともに、消防指令業務の共同運用等消防広域・連携のあり方について調査、調整等を進めます。
- 防災拠点施設の耐震化及び災害時の電源確保を計画的に進めます。また、長期間の大規模停電による通信インフラの機能停止に備え、非常用電源設備の充実と強化を図ります。
- 災害対策本部の代替施設(消防防災センター)での円滑な運用と、被害状況の早期把握及び復旧計画の速やかな立案をするため、情報収集体制の強化を図ります。
- 消防防災センターの活用と消防団との連携による自主防火・防災組織の育成支援を図ります。
- 病院、救護施設、その他不特定多数が利用する施設について、計画的に耐震診断、防災診断を行い、必要に応じ改修指導を行うことにより、耐震性能、防災性能の向上に努めます。

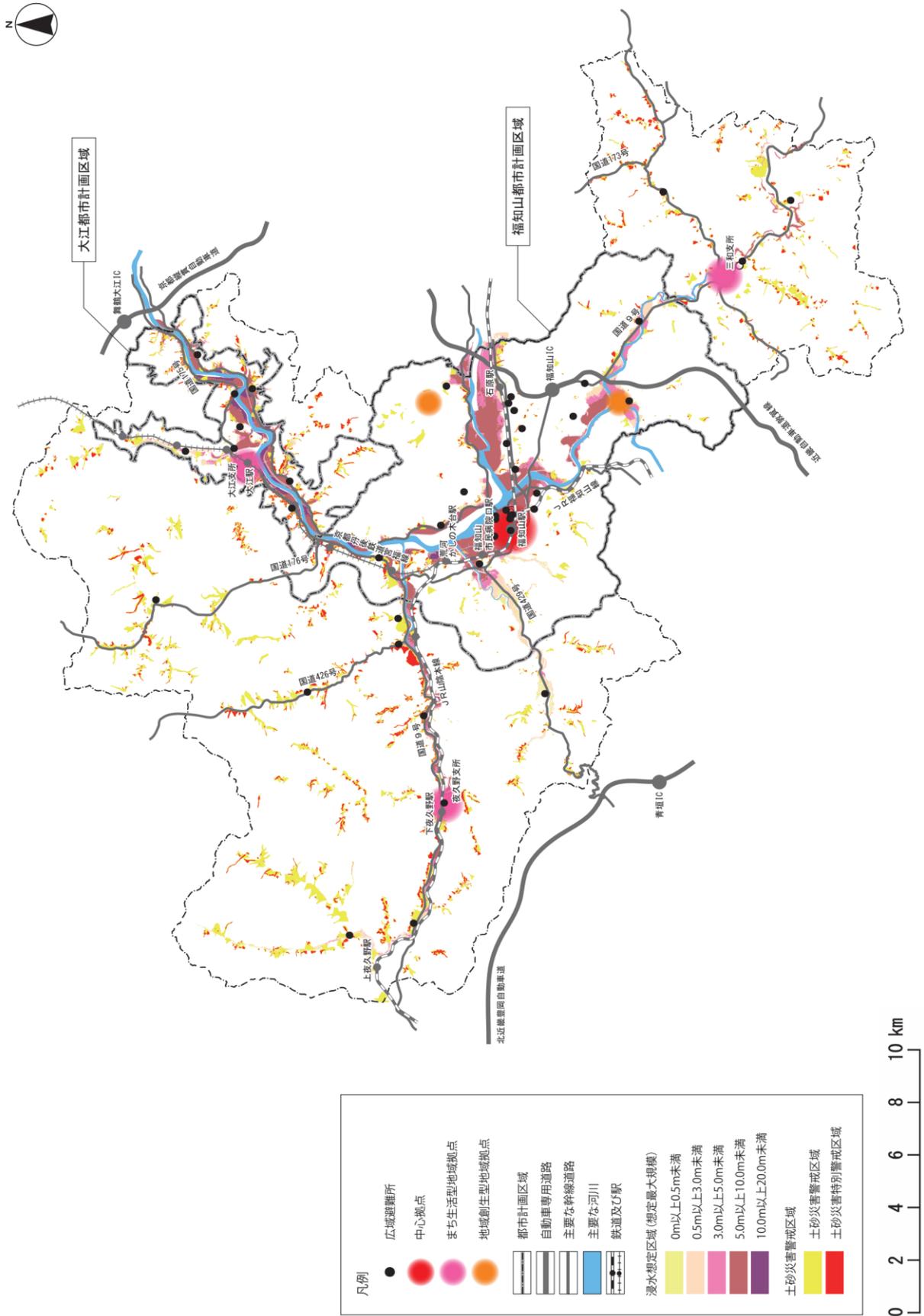
福知山市消防防災センター



3-6. 総合防災対策の方針

- 「地域防災計画」に基づき危機管理体制の充実を図ります。地域においては、自主防災組織や防災リーダーの育成、民間企業との防災協働体制を推進するとともに、防災訓練や防災教育等を通じた市民の防災意識の高揚を図ります。
- 危機管理情報として各戸に配布する「福知山市総合防災ハザードマップ」や「福知山市地震ハザードマップ」の更新を図るとともに、市民の理解と協力を得ながら、災害を受けやすい地域における宅地利用の回避を図るなど、災害リスク情報を踏まえた適正な土地利用の誘導を図ります。
- 土砂災害への対策として、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業の早期完了を関係機関に積極的に働きかけます。
- 土砂災害防止法により京都府が行う土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に基づき、土砂災害の恐れのある区域の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を図ります。
- 立地適正化計画に定める居住誘導区域から災害レッドゾーンを除外するとともに、避難路や避難地となる防災公園、避難施設の整備等の防災対策と安全対策を定める防災指針を策定します。（第5章）
- 関西電力高浜発電所から30キロ圏内に市域の一部が含まれるため、地域防災計画の中の原子力災害対策計画、福知山市原子力住民避難計画に基づき、住民等に影響を及ぼす事故が発生した場合、国の防護基準等に基づき、関係機関と連携を図り、住民等の屋内退避又は避難等の緊急事態応急対策を迅速かつ適切に行います。避難路については、既存の幹線道路に加え、緊急輸送道路等の多重性（リダンダンシー）の確保を図ります。

3-7. 都市防災構想図



4. 景観に関する整備方針

4-1. 景観の基本的な考え方

- 景観法(平成16年(2004年)法律第110号)に基づいて策定された景観計画に沿った実効性ある景観誘導の取り組みを促進します。地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取り組みを総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ります。
- 長安寺公園周辺地区、平和公園から堀山に至る地区及び三段池公園から醍醐寺に至る地区等が、市街地を取り囲むように位置しています。古くから住民に親しまれてきた緑地空間や史跡周辺、さらに、市街地周辺を貫流する由良川をはじめとする河川・池沼の水辺は、都市環境上極めて良好な風致・景観を備えており、積極的にその保全に努めます。

4-2. 景観の方針（景観計画区域）

- 本市は、豊かな自然景観と歴史的・文化的景観が市域の随所に点在し、本市に暮らす人々による営みの中で、それぞれが風情ある景観を形成しています。また、市街地部においては、明智光秀により築かれた福知山城の城下町として栄えた痕跡を現在においても色濃く残しています。
- このような個性ある景観を守り、育て、将来に継承し、大江山連峰をはじめとした福知山を囲む山並み景観、由良川や土師川とその支流による河川景観、農村と田園風景の調和が織りなす農村景観、福知山城と城下町をはじめとした歴史的・文化的景観など、本市ならではの景観を維持していくために、市内全域を景観計画区域として定め、地域の特性に応じた景観の形成を図ります。

大江山連峰



由良川と音無瀬橋



4-3. ゾーン特性に応じた景観形成の方針

- 京都府景観資産に登録されている福知山城、毛原の棚田、大原うぶやの里等の貴重な景観資源の保全・活用を図ります。また、旧城下町や都市基盤が整備された現代的な市街地、農山村、広域的・骨格的な幹線道路沿道など、地域の特性や土地利用の状況等に応じたゾーンを設定し、各ゾーンの特性に応じた景観の形成を図ります。
- 「ふくちやま景観重点ゾーン」については、表 3-2 の地区に限定せず市内全域を対象として、景観形成に対する住民意識の高まりや住民の申し出等に応じてゾーン設定を行い、地区の特性に応じた景観形成の取り組みを重点的に進めます。

表 3-2 ふくちやま景観重点ゾーン

ゾーン区分	地域特性
自然景観保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農山村及び山並みの区域 ・ 地区計画を活用して良好な農村景観の誘導を行っている区域 ・ 由良川及び土師川等の河川区域 ・ 丹後天橋立大江山国定公園の区域
市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画を活用して良好な市街地景観の誘導を行っている区域 ・ 国道9号及び府道福知山綾部線沿道の区域 ・ 上記以外の福知山市街地を形成している区域
ふくちやま景観重点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福知山城の城下町を形成していたと考えられる区域 ・ JR福知山駅から北に延びるけやき通り沿道の区域 ・ 福知山城を眺望する視点場からの景観を保全する区域

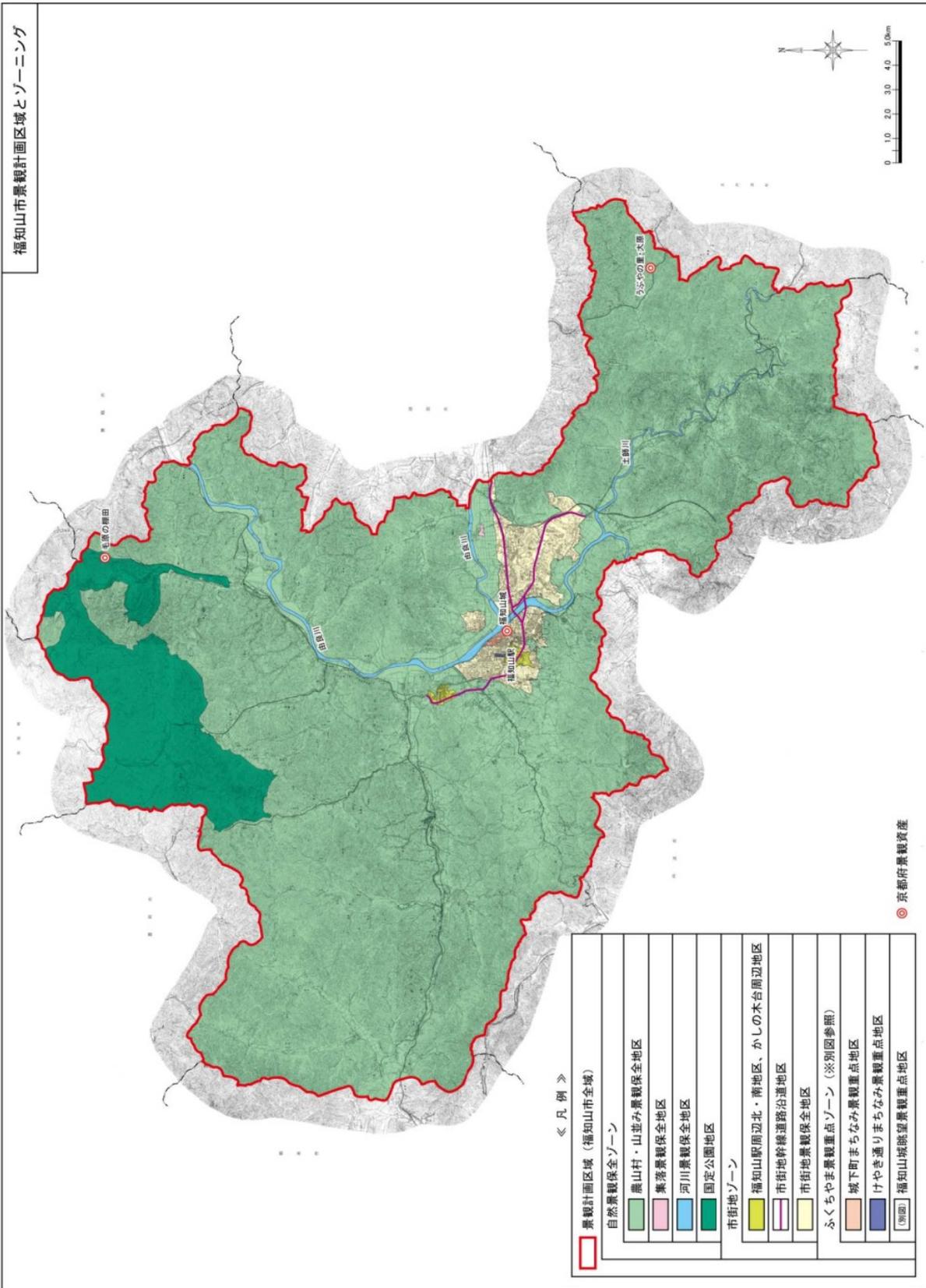
毛原の棚田



けやき通り



4-4. 景観構想図



資料：福知山市景観計画（平成 25 年 6 月）

5. 公園と緑地に関する整備方針

5-1. 公園と緑地等の基本的な考え方

- 地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能拡充を図ります。
- 水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能の充実を図ります。

5-2. 大規模都市公園の整備方針

- 災害時の避難地としての防災機能を高めるとともに、バリアフリー・ユニバーサル化による再整備を進め、さらに都市公園の長寿命化を図り、誰もが楽しく憩う空間としての整備を図ります。
- 三段池公園については公園利用者の安全性を確保し、ライフサイクルコストの削減を図るとともに、老朽化した施設の再整備を契機に、防災機能のさらなる拡充を図ります。
- 福知山市地域防災計画において、広域避難所として位置づけられている三段池公園内に位置する総合体育館は、公園施設長寿命化計画に基づき、設備等の更新、管理機能の充実を進めます。また国際大会にも対応できるように、施設のユニバーサル化を進めます。誰もが快適に利用できるようにトイレの洋式化・美装化に着手し、利便性と快適性のアップを目指します。
- 三段池公園については、民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担の軽減を図るとともに、老朽化した公園設備の改修や新たな収益施設導入等により都市公園の利便性・魅力の向上を図るため、「公募設置管理制度(Park-PFI)」の導入を検討します。
- 長田野工業団地周辺の緩衝緑地は、工業団地と住宅地を分離遮断し、公害の防止・緩和等の役割を担う緑地であるため、引き続き適正な保全管理を図ります。

福知山城公園については、ゆらのガーデンとの連携を一層推進し、官民一体となって賑わいの創出を図ります。

三段池公園



三段池公園総合体育館



ゆらのガーデン



5-3. まちなか公園の整備方針

- 老朽化したまちなかの公園は、市民が安全で快適な憩いの場として利用できる空間として維持するため、計画段階から住民参加による公園づくりを実施することにより、再整備を図ります。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、計画的かつ効果的に老朽化した公園施設の健全化を図り、安全で快適な公園の維持・管理、都市空間の創出を進めます。
- 福知山駅周辺においては、市街地の機能更新や公共施設の再整備に向けた取り組みを進めます。道路空間整備等とあわせて、歩きたくなるまちなかをイメージした公共空間の整備を検討します。

御霊公園



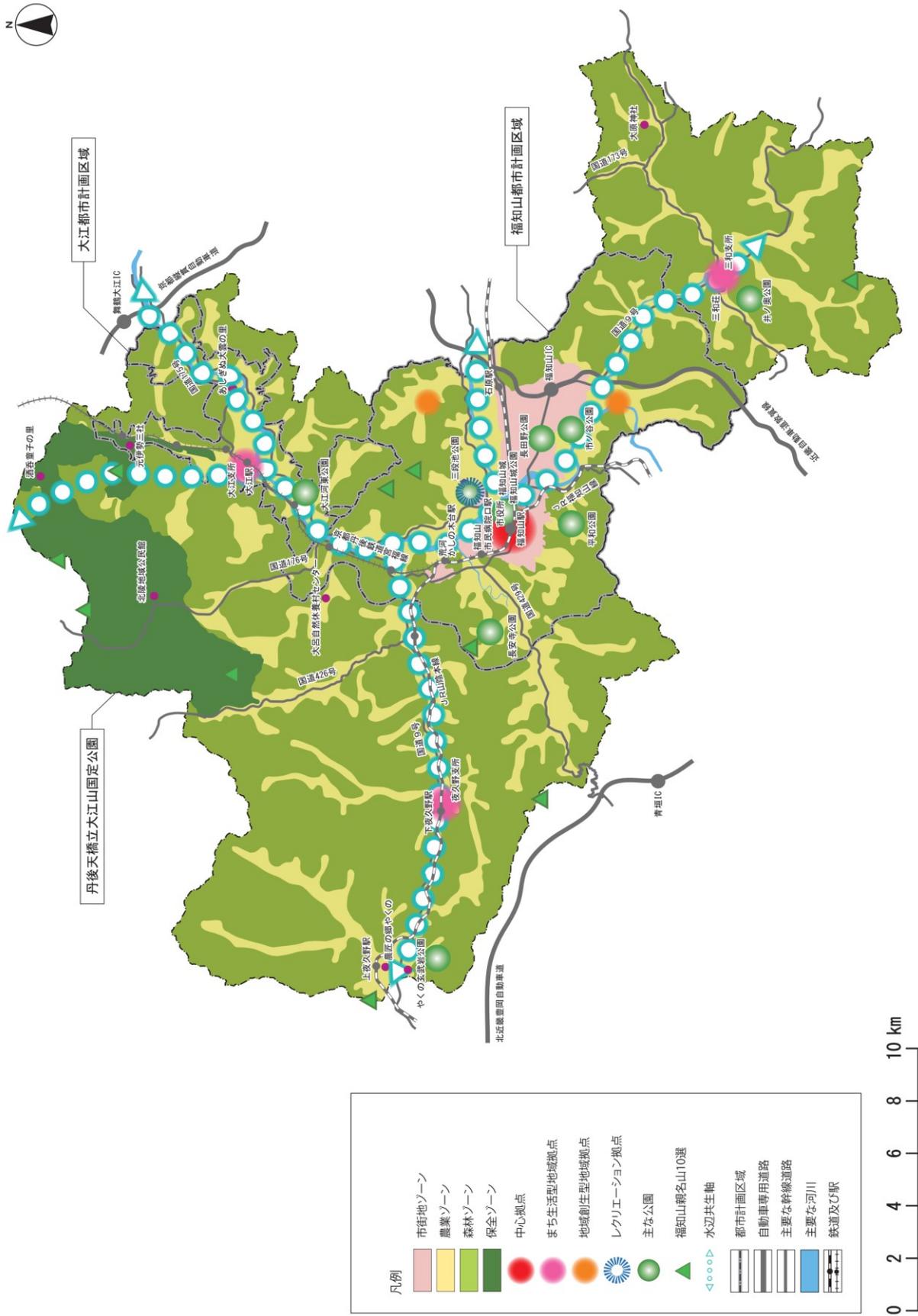
5-4. 自然環境の整備方針

- 丹後天橋立大江山国定公園や福知山親名山10選等に代表される本市の豊かな森林資源は、自然として貴重なだけでなく、暮らしと調和した美しい景観の源であるため、自然公園法等に基づいて適正な保全を図ります。特に、三岳山から大江山連峰にかけての丹後天橋立大江山国定公園の地域については、「福知山千年の森づくり基本計画」に基づく森づくりを重点的に進めます。
- 由良川沿い等に広がる農地は、「福知山農業振興地域整備計画」に基づき優良農地の保全を図るとともに、農林業の活性化に必要な施設の立地など周辺環境に応じたまちづくりの推進を図ります。また、滞在型の農業体験やグリーンツーリズムの推進など、都市と農山村の交流資源としての活用を図ります。

5-5. 水と緑の整備方針

- 豊かな自然を育む由良川、土師川、宮川、牧川等では、治水対策と連携を図りながら、桜づつみ緑地等、市民がうるおいと安らぎを体験できる施設の整備や適正な保全管理を行い、三段池公園、福知山城公園等を結ぶ水と緑のネットワーク(水辺共生軸)の形成を図ります。
- 豊かな自然を育んできた由良川に対しては、今後も必要な治水対策を促進し安全の確保を前提としつつも、親水や流域の活用を検討します。身近に景観を楽しめる「景観作り」、由良川の歴史を知る「施設作り」、自然を満喫できるスポーツやレクリエーションの「場所づくり」として活用するため、関係機関と調整を図ります。

5-6. 公園と緑地構想図



6. 上下水道整備方針

6-1. 上下水道整備の基本的な考え方

- 市民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるように、「いつでもきれいで安全な水道」、「強靱で安定した水道」、「いつまでも健全に持続できる水道」を目指すべき方向性として取り組みを進めます。
- 下水道サービスを将来にわたって最適な状態で市民に提供することで、「快適な暮らし」を届け、新技術の活用や付加価値の創造などを通して、「持続的かつ効率的な下水道」を次世代につなぎ、気候変動や大規模地震などの被災リスクに対して、「強靱で安定した下水道」を目指すべき方向性として取り組みを進めます。

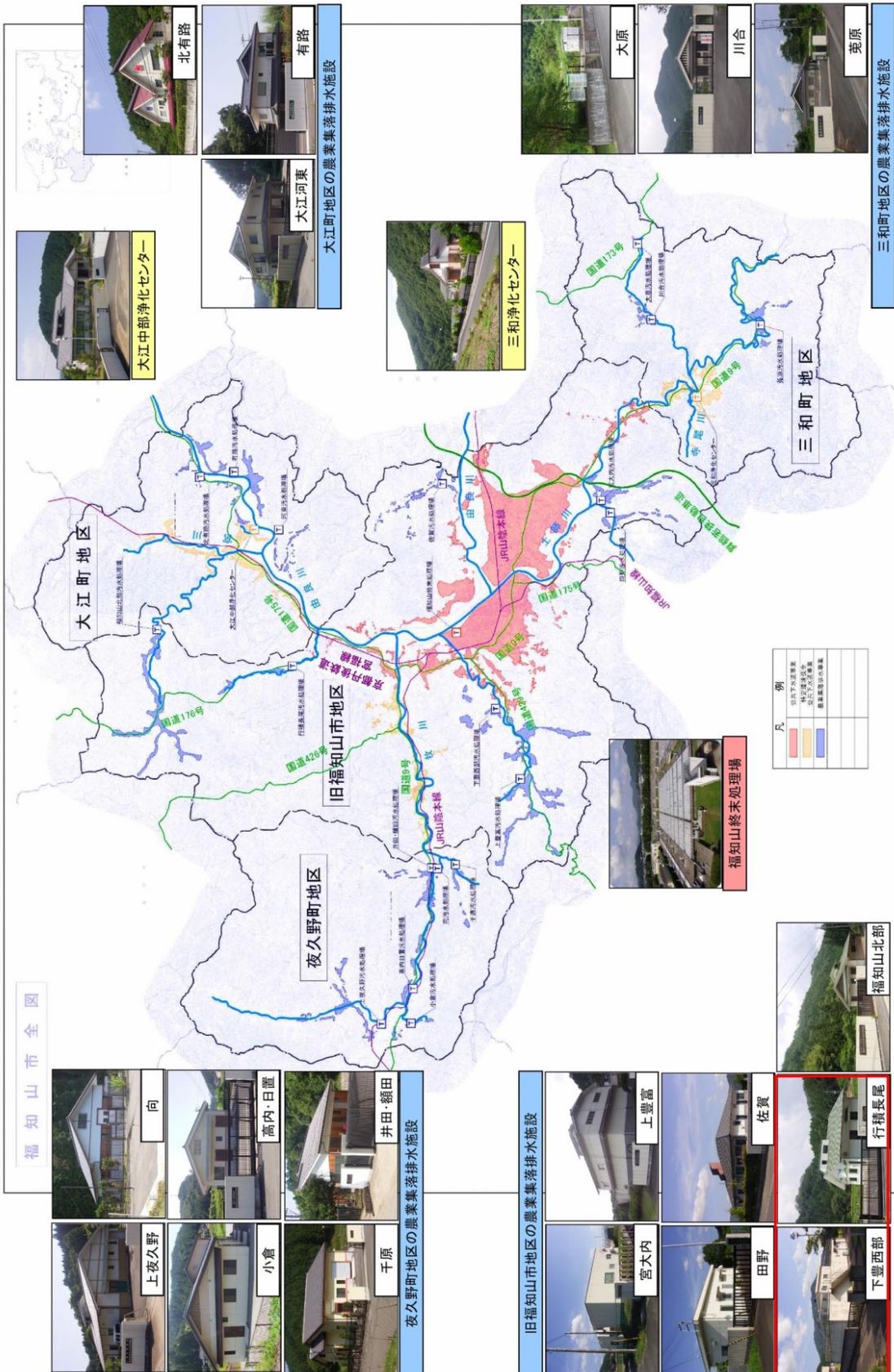
6-2. 上水道の整備方針

- 由良川水質汚濁防止連絡協議会等の機関と連携し、広域的な監視等により原水水質の異常などにおける迅速な対応処理により安全な水源保全に取り組みます。
- 浄水場において水源水質の特性把握や水質変動(集中豪雨等による原水濁度等の急上昇)を把握して適切な浄水処理を行うため、水質監視装置を設置し、ICTを活用しながら、データ結果を浄水処理に活かします。
- 法定耐用年数を超過している施設及び設備については、予防保全による維持管理を行いつつ、今後の水需要予測を考慮した施設のダウンサイジング等を検討しながら更新と耐震化を進めます。
- 管路の重要度、老朽化の進みぐあいなどから優先的に改善すべき施設を明確にし、経年管の更新と耐震化を推進します。
- 水道施設を効率的かつ効果的に管理運営していくため、アセットマネジメントを実施します。
- 平成31年(2019年)4月より包括的民間委託を実施し、業務の効率化を図る取り組みを行っています。引き続き、他の官民連携手法についても導入可能性について検討します。

6-3. 下水道の整備方針

- スtockマネジメント計画の導入により、下水道施設を長期的視点で合理的に管理する手法が確立されました。今後はさらに施設情報の蓄積や対象施設の拡大、リスクや健全度評価の精度を向上させることで資産管理の高度化を図ります。
- 雨水での内水被害の軽減を図るため、未実施地区について、浸水要因の検証を実施しつつ対策を進めます。
- 重要な施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」の両面から検討を行い、より効果的・効率的な地震対策を進めます。
- BCP(事業継続計画)をより実効性の高いものとなるよう定期的な見直しを行い、災害発生時の人、モノ、情報およびライフラインなど、利用できる資源に制約がある状況下においても、適切に業務が執行できる体制の構築を進めます。
- 農業集落排水地域の人口減少や汚水量の変動に対応するため、農業集落排水施設の統廃合について、可能性を検討します。
- 持続的かつ効率的な下水道を次世代につなぐため、汚泥有効利用施設設置を着実に進め、環境負荷への低減を図ります。
- 民間事業者による運転管理・修繕等を一体的に実施し、下水道事業に対する体制の維持・強化や技術の継承を目指します。

6-4. 下水道構想図



下豊西部および行積長尾は、令和2年度以降に公共下水道へ統合予定。

資料：福知山市下水道ビジョン(令和2年7月)

第4節. 地域別構想

1. 地域別構想を示す意義

- 各地域のあり方とは、地域の特性に応じた区分に基づき、身近な地域の視点に立って、地域づくりの方向性を示すものです。
- 地域のあり方について、地域の特色や主要課題を整理したうえで、市域全体のまちづくりの目標や方向性を踏まえ、目指すべき地域の将来像とその実現に向けた方針を明らかにします。
- 市民にとって身近な地域について、その考え方を示すことは、市民がまちづくりへの理解や関心を深める一助となり、市民と行政が目標像を共有しながら、協働でまちづくりを進めていく上での指針となります。

2. 対象とする地域と区分

- 福知山都市計画区域においては、立地適正化計画(第5章)で対象地域の方向性について示すため、福知山都市計画区域を除いた以下の図の地域を対象とします。
- 平成18年(2006年)の合併前の旧大江町、旧三和町、旧夜久野町については、それぞれ一つの地域として、「大江地域」、「三和地域」、「夜久野地域」と区分します。これに、旧福知山市域のうち都市計画区域外となる「旧福知山市西部地域」を加えた4地域について、その地域の考え方を示します。



図 3-4 地域のあり方の対象とする地域と区分

3. 大江地域

(1) 地域の概況

- 大江地域は、総面積約 97 km²です。200～800mの山地が広がり、地域の約 80%を占め、残りが田畑・宅地などです。地域の中央を由良川が貫流し、その流域に全耕地面積の約 70%が集積しています。
- 大江山(標高 832.5m)をはじめ、連なる山々の裾野に沿って、秩父古生層からなる耕地は、傾斜地の棚田により形成され、20 近い集落が点在しています。
- 沿革は、明治 22 年(1889 年)に河守町・河守上村・河西村・河東村・有路上村・有路下村がそれぞれ発足し、昭和 26 年(1951 年)4 月 1 日の 1 町 5 村の合併により大江町として発足しました。町名は、鬼伝説で名高い「大江山」の名を冠したもので、平成 18 年(2006 年)1 月 1 日、廃置分合により福知山市に編入合併しました。
- なお、平成 4 年(1992 年)11 月 10 日に大江町の一部である約 33 km²が「大江都市計画区域」に指定されています。
- 人口は、平成 27 年(2015 年)国勢調査において 4,426 人であり、大江地域、三和地域、夜久野地域のうち最大です。また、令和 27 年(2045 年)には 2,875 人となる見込みであり、減少率も大江地域、三和地域、夜久野地域では最も低くなっています。

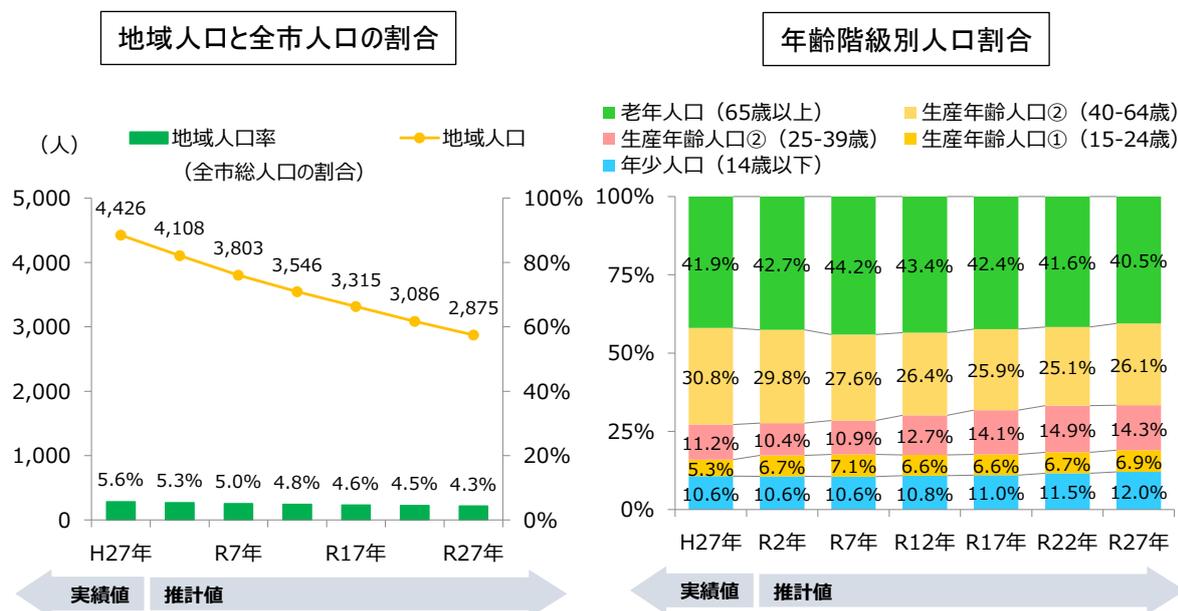


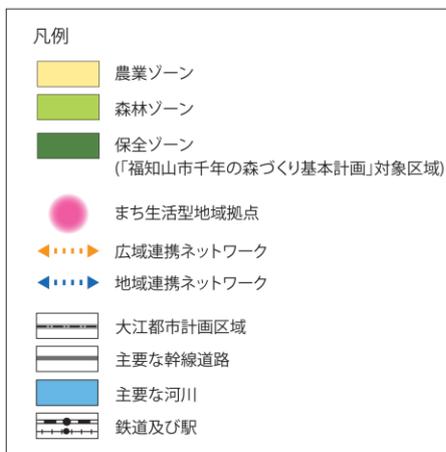
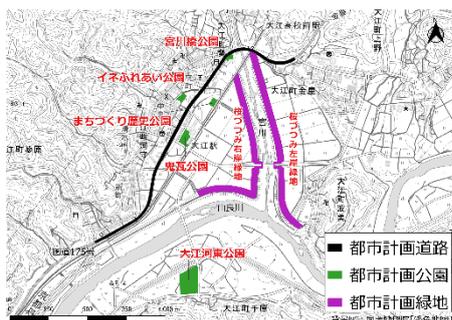
図 3-5 将来人口予測

※本図については、「将来人口・世帯予測ツール V2」(国土交通省国土技術政策総合研究所)を活用し、GIS を用いて対象区域に重なる範囲のメッシュ単位で数値を集計しています。

(2) 地域の特徴

- 大江地域は、大江山鬼伝説をはじめとする地域個性を活かしつつ、誰もが住みやすい生き生きとした交流とふれあいができる活力ある田園観光都市的地域を目指してきました。
- 特に、北近畿の中央に位置する地理的条件を活かして、UIJ ターン者の受け入れ態勢を整えてきました。
- 住居は当地域内に置きつつ職場は都市部及び周辺に求める人が多く、交通網の発達・治水事業の進捗・上下水道等の生活基盤整備により当地域の定住地としての魅力は確実に高まっています。
- 今後も、治水事業のさらなる進捗や定住環境の整備を図り、鬼伝説や都市農村交流等の個性豊かなソフト事業の推進により内外に広く情報発信し、定住を促進するとともに、保健福祉や介護との連携、医療の充実により住んで良かったと実感できる地域づくりを推進します。

大江都市計画図



4. 三和地域

(1) 地域の概況

- 三和地域は、総面積約 90 km²です。中国山脈に連なる丹波山地 400～600mの山々に覆われた典型的な中山間地域で、標高 200m以上の山地が地域の約 50%を占めます。
- 中央部を南東から北西に由良川の支流である土師川が流れ、この山地を大きく二分しており、その支流の寺尾川・川合川・細見川・友瀨川・猪鼻川等が山々の谷間を縫って土師川に流れ込んでいます。低地はこれら河川により開析された河岸段丘や沖積層で、特に河岸段丘は、本地域の川筋に見られる地形的特徴のひとつであり、段丘面に集落・産業施設・行政施設・道路が立地しています。
- 沿革は、明治 22 年(1889 年)に菟原・細見・川合の 3 村がそれぞれ発足し、昭和 30 年(1955 年)3 月 31 日に 3 村が合併し、三和村として誕生しました。翌昭和 31 年(1956 年)4 月 1 日に町制施行により三和町となり、平成 18 年(2006 年)1 月 1 日、廃置分合により福知山市に編入合併しました。
- 人口は、平成 27 年(2015 年)国勢調査で 3,424 人であり、令和 27 年(2045 年)に 2,103 人まで減少する見込みです。

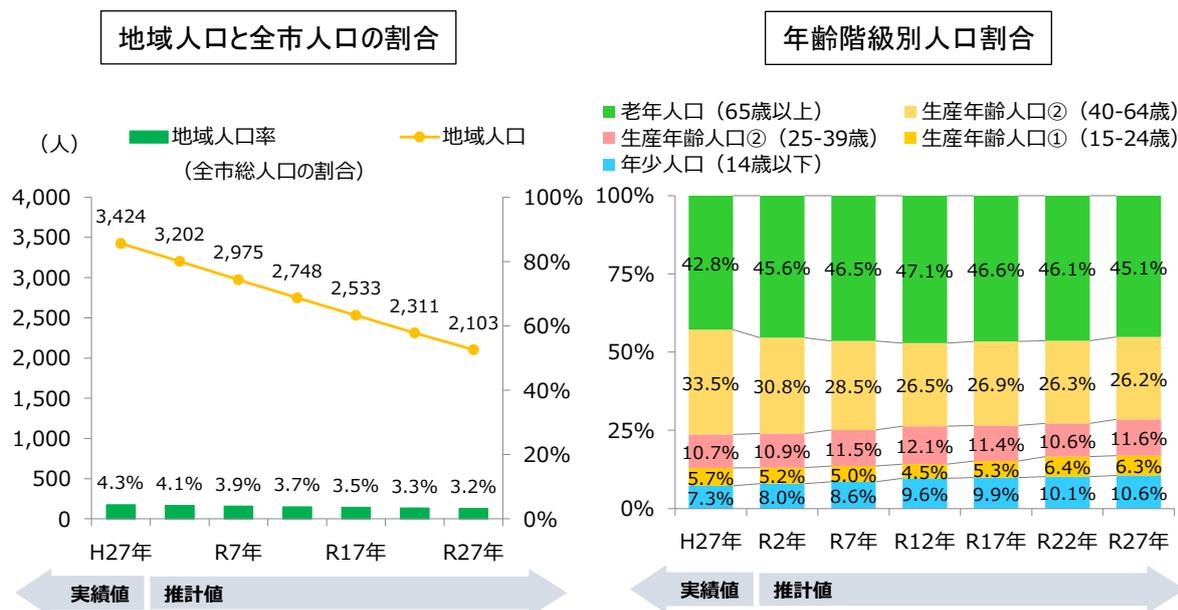


図 3-6 将来人口予測

※本図については、「将来人口・世帯予測ツール V2」(国土交通省国土技術政策総合研究所)を活用し、GIS を用いて対象区域に重なる範囲のメッシュ単位で数値を集計しています。

(2) 地域の特徴

- 三和地域は、高速交通網の発達・整備により、京阪神圏との時間距離が短縮され、多自然居住地域としての地域のポテンシャルが向上しています。
- また、環日本海時代の到来により、新しい国土軸の形成をはかる北近畿拠点都市地域の一翼を担い、京都北部中核工業団地（長田野工業団地アネックス京都三和）を中心とした産業基盤を活かした産業集積ゾーンを形成するとともに、恵まれた自然を活かした地域づくりを進めています。
- 今後も、保健福祉や介護との連携を図り、また産業集積の促進や基幹産業である農林業の維持・保全等を通して豊かな自然と風土を活かした生活の質の向上・文化的豊かさ・快適な生活環境を築くための個性ある地域づくりの取り組みを進めます。



5. 夜久野地域

(1) 地域の概況

- 夜久野地域は、総面積約 101 km²です。山林が 83.5%を占め、北部には標高 731mの居母山をはじめ概ね 200～700mの山地が広がり、南部は 200～400mの山地となっています。
- また、西部には、宝山の噴火で形成された約 300ha の夜久野高原が兵庫県に跨って広がっています。平地は、西から東に流れる由良川の支流、牧川とその中小支流沿いに存在する程度で面積は極めて少なくなっています。
- 沿革は、明治 22 年(1889 年)に下夜久野村・中夜久野村・上夜久野村がそれぞれ発足したのち、昭和 31 年(1956 年)9 月 30 日に下夜久野村と中夜久野村が合併して夜久野町が発足し、ついで昭和 34 年(1959 年)1 月 1 日に上夜久野村も合併しました。そして、平成 18 年(2006 年)1 月 1 日、廃置分合により福知山市に編入合併しました。
- 人口は、平成 27 年(2015 年)国勢調査において 3,504 人であり、令和 27 年(2045 年)には 1,973 人まで減少する見込みとなっており、大江地域、三和地域、夜久野地域では最も減少率の高い地域となっています。

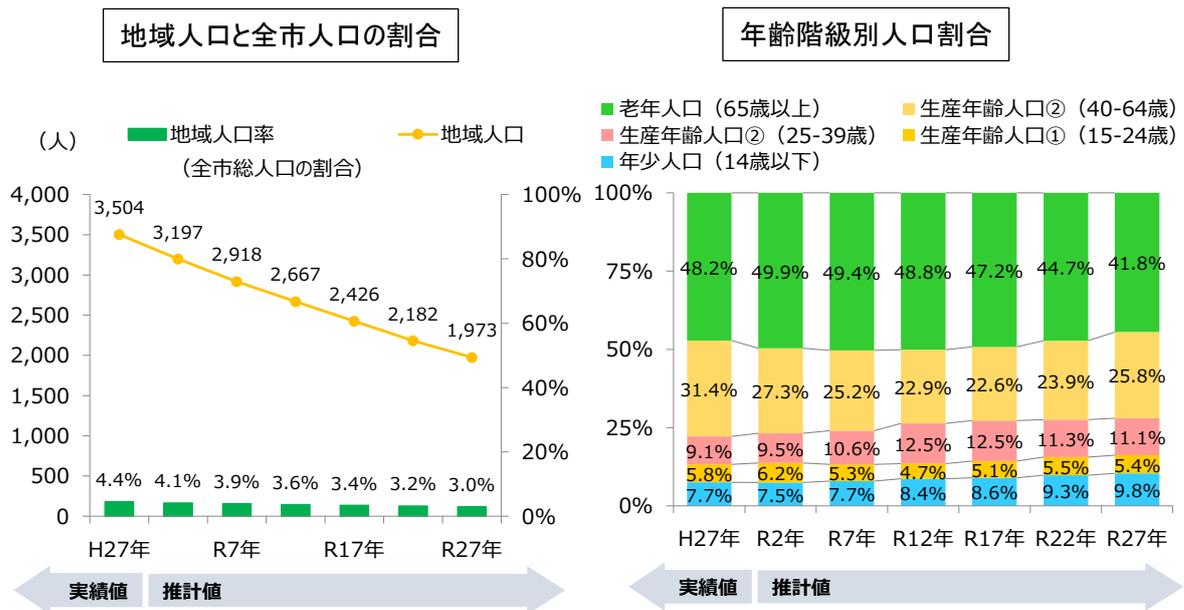
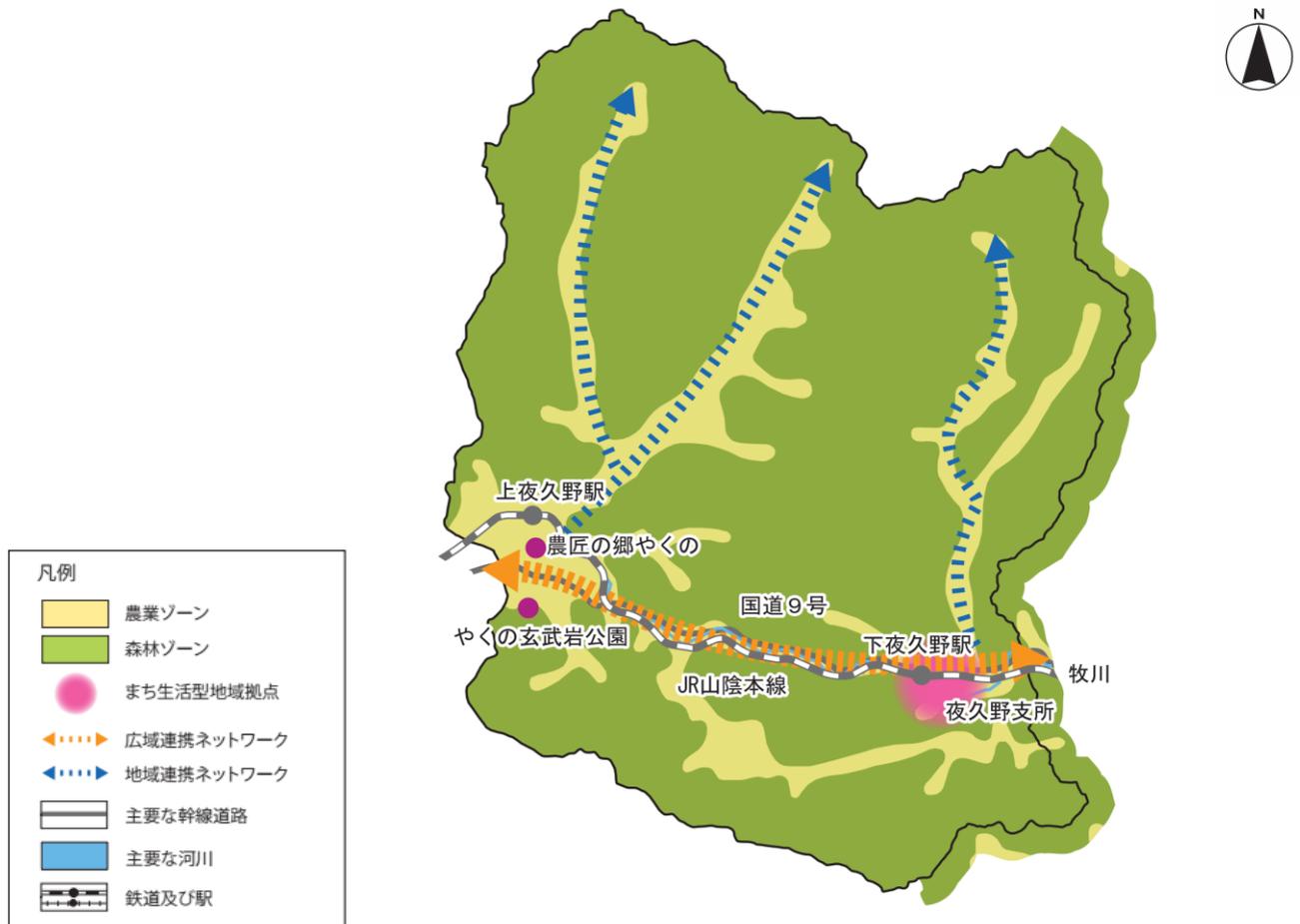


図 3-7 将来人口予測

※本図については、「将来人口・世帯予測ツール V2」(国土交通省国土技術政策総合研究所)を活用し、GIS を用いて対象区域に重なる範囲のメッシュ単位で数値を集計しています。

(2) 地域の特徴

- 夜久野地域は、農林業を基幹産業として発展してきたが、一方で第1次産業の省力化や生産性の向上を図りながら近隣市町に就労の場を求めてきました。しかし、急激な社会情勢の変化と過疎高齢化の進行や少子化など、地域を取り巻く状況は厳しく、新たなまちづくりの方向として、自然環境や歴史、農村文化などを活かしつつ、農村と都市の交流拠点を活用した産業振興を進めてきました。
- また、当地域は、兵庫県域と接しており、これらの地域とは古くから経済的・文化的交流が深く、府県域を超えた保健福祉や介護、観光振興や生活圏域の形成などの広域連携を深め、潤い豊かで賑わいを再生する定住地域の形成を促進します。



6. 旧福知山市西部地域

(1) 地域の概況

- 旧福知山市西部地域は、旧福知山市域のうち都市計画区域外となる区域を指し、総面積は約132 km²です。地域全体が山林で覆われており、谷あいに集落が形成されています。
- 地域としては、上豊富、上川口、金谷、三岳、金山、雲原といった地域を内包し、北部の三岳山から北の地域は丹後天橋立大江山国定公園に指定されています。
- 沿革は、明治22年(1889年)に上豊富村、上川口村、金谷村、三岳村、金山村、雲原村がそれぞれ発足し、昭和24年(1949年)4月1日に上豊富村が、昭和30年(1955年)4月1日に上川口村、金谷村、三岳村、金山村、雲原村が福知山市に編入しています。
- 人口は、平成27年(2015年)国勢調査で5,455人であり、令和27年(2045年)には3,529人となる見込みです。

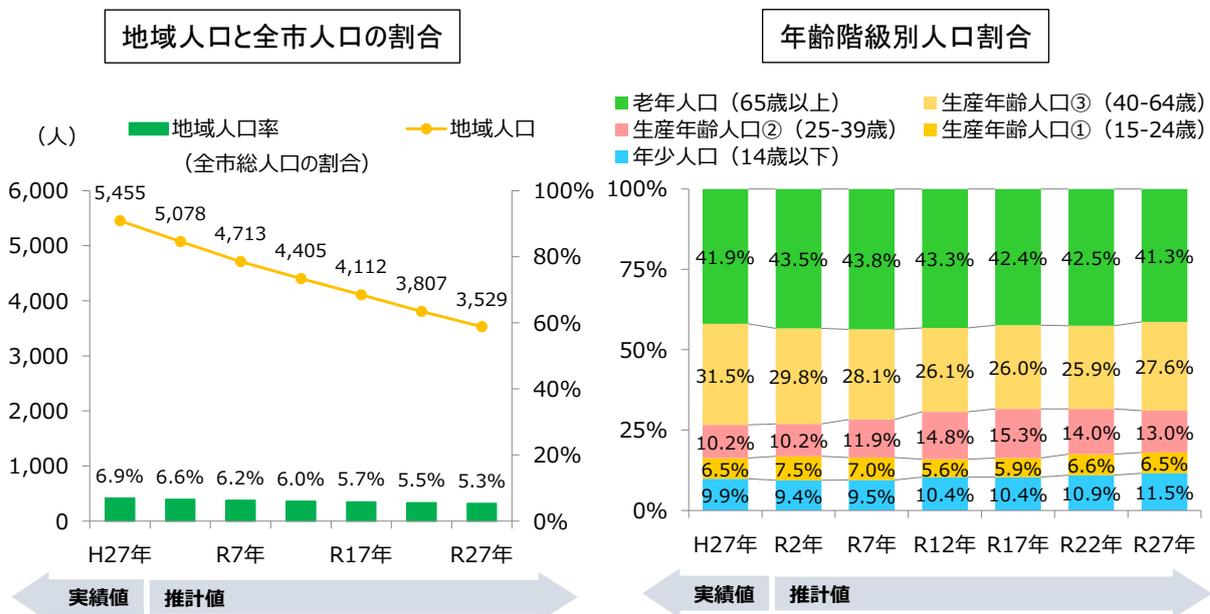


図 3-8 将来人口予測

※本図については、「将来人口・世帯予測ツール V2」(国土交通省国土技術政策総合研究所)を活用し、GISを用いて対象区域に重なる範囲のメッシュ単位で数値を集計しています。

(2) 地域の特徴

- 旧福知山市西部地域では、豊かな自然環境を形成する農地や山林を適切に保全します。
- また、良好な自然環境を活用した農村体験など観光レクリエーション機能の充実による交流人口の拡大を目指します。
- 国道429号では榎峠バイパスが事業化され、交流促進や災害時に強いネットワークの形成が期待されます。今後は、関係機関と連携しながら整備を促進します。



7. まちづくりの計画

- 上記に示した各地域の方向性に従って具体的に進めるべき事業計画を、福知山市過疎地域持続的発展市町村計画等に示されているものを参考に、下記の通り定めます。
- これらの計画を通じて、地域の持続的な発展につなげます。

施策	事業内容	備考
産業の振興	大江山鬼瓦工房等及び大雲記念館等施設管理運営	地域の交流拠点としての機能を高めることで関係人口増や持続可能な地域づくりにつながり、将来にも効果が及ぶ
	三和荘等施設管理運営	地域の交流拠点としての機能を高めることで関係人口増や持続可能な地域づくりにつながり、将来にも効果が及ぶ
地域における情報化	情報通信環境再整備事業（民間事業者に対する運営保守費補助を行う）	情報通信網を維持し、デジタル化等、利便性の高い社会を過疎地域においても実現することができる
	携帯電話等エリア整備事業（携帯電話事業者に対する基地局等施設設置補助を行う）	住み続けられる地域づくりに携帯電話が使用できることは不可欠であり、将来にも影響が及ぶ
	スマートシティ推進事業（タブレット端末を活用し行政情報のデジタル化や災害時での活用などの実証を行う）	将来のスマートシティ実現のための実証であり、住民の利便性向上や安心安全な暮らしに有益である
交通施設の整備、交通手段の確保	交通空白地域移送サービス	住民が主体となり地域の移動手段の確保を行うことは住み続けられる地域づくりにつながる
	市バス運行	公共交通の確保を行うことは住み続けられる地域づくりにつながる
	敬老乗車券補助（運賃助成）	住民の積極的な利用により地域の公共交通の維持が住み続けられる地域づくりにつながる
	北近畿タンゴ鉄道株式会社への補助	地域の公共交通の安心安全な輸送と住民の利便性を確保することで、過疎地域の持続的発展につながる
	榎峠バイパス(国道429号)の完成	交通隘路の解消と災害に強いネットワークの形成、緊急医療活動の支援及び交流人口の拡大による地域観光振興の活性の促進につながる

施策	事業	備考
生活環境の整備	消防団活動環境の改善 (消防団の安全装備品等の整備を行う)	地域の安全を守る消防団活動の維持活性化と安全確保につなげ、持続可能な地域づくりを目指す
	新・北陵地域公民館の完成	生涯学習と社会教育の拠点の整備、再生可能エネルギー100%使用による自家発電・蓄電によって、避難所としての機能強化と停電・断水対策を図る
集落の整備	地域福利組織への支援 (住民が主体となった地域づくり組織を支援する)	地域住民が主体となって、自らが住み続けられ活気ある地域づくりの取り組みを行うことができる